

新兵庫県環境学習環境教育基本方針（仮称）
（案）

平成 年 月

兵庫県環境審議会

目次

I	方針の基本的事項	1
1	方針策定の背景・趣旨	1
2	方針の性格	1
3	方針の期間	2
4	方針の構成	2
II	環境学習・教育をめぐるこれまでの取組	4
1	国際的な取組状況	4
2	国の取組状況	4
3	兵庫県の取組状況	4
III	兵庫県の現状と環境学習・教育の実施状況	5
1	兵庫県の環境に関する現況	5
2	兵庫県の環境学習・教育の実施状況	6
3	兵庫県における環境学習・教育の課題	12
IV	環境学習・教育のあり方	14
1	推進にあたっての基本的考え方	15
2	各主体における環境学習・教育の推進	19
3	ライフステージに応じた環境学習・教育の推進	20
V	環境学習・教育の推進方策	23
1	推進にあたっての基本目標	23
2	具体的な推進方策	24
VI	総合的な推進体制の構築	29
1	支援・推進体制の整備	29
2	主体間での適切な役割分担の実施	29
3	評価・検証の実施	29
	参考資料	30
	資料1 環境学習・教育をめぐる国際的な動き	30
	資料2 環境学習・教育をめぐる国の動き	32
	資料3 環境教育等促進法及び基本方針	34
	資料4 環境学習・教育をめぐる県の動き	36
	資料5 第4次兵庫県環境基本計画	37
	資料6 環境学習・教育に活用できる主な人材制度	41
	資料7 兵庫県内の主な環境学習・教育施設	42
	資料8 環境学習・教育に関連する主な県内行政機関・研究機関	47

I 方針の基本的事項

1 方針策定の背景・趣旨

自然の恵み豊かな環境は、人類の生存の基盤、あるいは、経済・文化の発展のよりどころでもあり、先人から受け継いだ兵庫の環境を、先人から子孫に継承することは、私たちの重大な責務である。

高度経済成長以降、大量の生産、消費、廃棄を伴う社会経済活動の定着により、私たちの日常生活における環境への負荷が著しく増大した。昨今では、地球的規模において、地球温暖化や生物多様性などの深刻な環境問題が顕在化しており、環境分野だけでなく、資源、エネルギー、貧困などをめぐる困難な問題と併せ、人類の今後の発展において、私たちは歴史的な岐路に立たされているともいえる。

今ある本県の環境の恵みを楽しむ、将来の世代へ継承するためには、環境が有限であることを再認識するとともに、人口減少時代における価値観や生活環境の変化も捉えつつ、人と自然、人と人との共生のきずなを強め、人と環境が適正な調和を保ち、社会のあり方を環境に適合した持続的発展が可能なものに変革していくことが私たちに強く求められている。

兵庫県においては、「環境の保全と創造に関する条例」（平成7年7月制定）のもと、様々な主体に環境の保全と創造に関する取組を促し、支援してきた。また、環境を大切にする価値観を持ち、環境の保全と創造に向け積極的に行動する人材を育成するよう、平成18年に「兵庫県環境学習環境教育基本方針」を策定し、本県の豊かな自然・風土を生かし、ライフステージに応じた環境学習及び環境教育（以下「環境学習・教育」という。）を推進してきた。

平成26年3月に策定した「第4次兵庫県環境基本計画」では、県民、地域団体やNPO、事業者、行政など、あらゆる主体がそれぞれの地域の魅力やふるさと意識を共有し、よりよい環境づくりに向けて協働する「地域力」による環境保全や創造の取組を通して、社会のあり方やしくみを先導し、変えていく役割を担う「環境先導社会」の構築、人と自然が共生する“豊かで美しいひょうご”の実現をめざすこととしている。

このため、本県では、平成27年7月に「今後の環境学習・教育の推進方策」について兵庫県環境審議会に諮問を行った。同審議会では、総合部会環境学習・教育検討小委員会における検討をもとに平成●年●月答申を行った。

2 方針の性格

本方針は、「全県ビジョン推進方策」及び「第4次兵庫県環境基本計画」に示された環境学習・教育の基本的方向を具体化し、兵庫ならではの特色ある環境学習・教育施策を県、市町一体となって総合的かつ計画的に推進する運営指針としての役割を担っている。

また、本方針では、環境学習・教育の推進に向け、県民、地域団体やNPO、事業者、行政などの多様な主体の参画と協働を促進するために、各主体が共有すべき理念、目標を示す一方、それぞれの役割や立場に応じた環境学習・教育への取組のあり方を示している。

なお、本方針については、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（平成 23 年 6 月改正。以下「環境教育等促進法」という。）においてうたわれている地方公共団体の責務を本県が果たすうえでの行動計画としても位置づけている。また、県下各市町が環境教育等促進法に基づき主体的な取組を進めるうえでの参考指針としての役割も担っている。

〔参考〕「第 4 次兵庫県環境基本計画」における位置づけ

◇第 4 部 めざすべき将来像

第 2 章 “地域力”を基盤とした環境の将来像

- 様々なライフステージに応じた環境学習・教育が展開され、ふるさと意識・環境保全に対する意識の向上が図られている
- 地域資源を活用した環境保全・創造の取組みなど、県民、事業者、地域団体、NPO、大学・研究機関、行政等のネットワークによる地域づくりが進んでいる
- 県内の環境の状況や県施策の取組状況等の積極的な情報提供により、県民の参画・協働の基盤が整備されている

3 方針の期間

本方針は、平成 37 年度（2025 年）までの概ね今後 10 年を展望して策定したものである。

また、本方針は、社会経済情勢や環境問題の変化などに適切に対応できるよう、必要に応じ、フォローアップを図るものとする。

4 方針の構成

本方針の構成は、別図のとおりである。

図 方針の構成



Ⅱ 環境学習・教育をめぐるこれまでの取組

1 国際的な取組状況

1972（昭和 47）年の国連人間環境会議（スウェーデン・ストックホルム）において提案された「人間環境宣言」の中で環境教育の必要性が示され、1975（昭和 50）年の国際環境教育会議（旧ユーゴスラビア・ベオグラード）で環境教育の目的や目標を盛り込んだ「ベオグラード憲章」が制定された。1977（昭和 52）年には環境教育政府間会議が旧ソビエト連邦のグルジア共和国の首都トビリシで開かれ、ベオグラード憲章に修正を加え「トビリシ勧告」が出された。

その後、1992（平成 4）年の「リオ宣言」や 1997（平成 9）年の「テサロニキ宣言」を経て、2002（平成 14）年の国連総会において、日本の提案に基づき、「国連持続可能な開発のための教育の 10 年（UNDESD : United Nations Decade of Education for Sustainable Development）」が全会一致で採択され、2005（平成 17）年から開始した。2014（平成 26）年には、UNDESD の後継プログラムである「グローバル・アクション・プログラム（GAP）」が国連総会で採択された。

このように、環境学習・教育は、持続可能な社会の実現に必要であることや、行動に結びつく人材を育てることが環境学習・教育の重要な目的であることは、国際的な共通認識となっている（参考資料 1 参照）。

2 国の取組状況

政府においても、「環境基本法」（平成 5 年 11 月制定）や同法に基づく環境基本計画において環境学習・教育を環境行政に位置づけ、その推進を図るとともに、平成 15 年には、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（以下「環境教育推進法」という。）が制定された（参考資料 2 参照）。

こうした中、環境を軸とした成長を進めるうえで、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働がますます重要になっていること、自然との共生の哲学を生かし、人間性豊かな人づくりにつながる環境教育をなお一層充実させる必要があることから、平成 23 年、環境教育推進法の改正法である環境教育等促進法が制定され、平成 24 年には同法に基づく基本方針が閣議決定された（参考資料 3 参照）。

3 兵庫県の取組状況

本県においても、「環境の保全と創造に関する条例」等で環境学習・教育について位置づけるとともに、「兵庫県環境学習環境教育基本方針」を平成 18 年 3 月に策定し、これまで環境学習・教育に関する施策を推進してきた（参考資料 4 参照）。

「第 4 次兵庫県環境基本計画」では、環境学習・教育を取組・施策の柱の一つに位置づけている。本方針は、これまでの取組や「第 4 次兵庫県環境基本計画」などを踏まえたものとなっている（参考資料 5 参照）。

Ⅲ 兵庫県の現状と環境学習・教育の実施状況

1 兵庫県の環境に関する現況

(1) 兵庫県の特色

ア 兵庫県の概況

兵庫県は、日本標準時を定める子午線（東経 135°）と北緯 35° がその中心を通り、日本列島のほぼ中央に位置する。総人口は 555 万 7,534 人で全国 7 位（平成 25 年 10 月 1 日：総務省「人口推計」）であるが、平成 21 年の 560 万人をピークに減少に転じている。県内総生産（名目 GDP）は、18 兆 3,136 億円（全国 8 位：内閣府「平成 23 年度県民経済計算」）で、瀬戸内海臨海部を中心に、高度な技術を持つ鉄鋼、造船、機械などの産業が集積し、日本の工業生産の中枢を担ってきた。一方、県内各地には、清酒、ゴム、ケミカルシューズ、かぼん、いぶし瓦など全国的に知名度が高い地場産業が見られるように、極めて多彩な産業構成になっている。また世界最高性能の大型放射光施設 SPring-8 等を拠点として、医療、新素材、バイオテクノロジーなどの基礎研究と直結した新事業分野の展開を支援している。農林水産業では、山田錦（酒米）、丹波黒（黒大豆）、たまねぎ、いちじく、カーネーション、のり、ズワイガニ、イカナゴなどが国内シェアの上位を占めており、但馬牛、神戸ビーフ、明石鯛など全国的に有名な特産品も数多く生産されている。また、風土の違い等を背景に、国際色豊かな都市文化をもつ摂津（神戸・阪神）、世界文化遺産の姫路城や赤穂城跡など歴史の舞台が広がる播磨、豊かな自然や日本有数の温泉が点在する但馬、美しい森林の中に歴史・文化が息吹く丹波、国生み神話の舞台として知られる淡路の 5 つの地域から構成され、それぞれ独自の文化を育み、多様な魅力を持つ風土を形成してきた。

イ 多様な自然環境

本県は、総面積は 8,400.9km² であり、北は日本海、南は瀬戸内海及び太平洋に面しており、1,000m 前後の山々が県の中央以北を東西に走っている。中国山地と丹波山地がほぼ県の中央を東西に横切り、県域を大きく南北に分けている。

本県では、県土の 67% を森林が占め、その総面積は 561,209ha に及ぶ。森林の約 4 割が天然林である広葉樹林である。また、県土の植生分布をみると、一般に二次林とよばれているコナラ林やアカマツ林が最も広い面積を占めている。

県内には、数多くの河川（97 水系、685 河川）があり、その総延長は 3,494km に及ぶ（平成 27 年 4 月 1 日現在）。大きく日本海に注ぎ込む水系と瀬戸内海へとつながる水系に二分され、中国山地、丹波山地を分水嶺とする各河川等、地形を背景として各地域の個性を育んでいる。

本県の海岸線総延長は約 852 km にのぼる。その約 3 分の 1 が国立公園に指定され、貴重な自然を有している。また、ユネスコ世界ジオパークとなった「山陰海岸ジオパーク」及び山陰海岸国立公園に属する但馬沿岸は、リアス式海岸で、断崖や洞門などの岩場と美しい砂浜を持ち、変化に富んだ自然美にあふれている。瀬戸内沿岸

は瀬戸内海国立公園の一角を占め、温暖な気候、変化に富んだ美しい自然海岸、多くの島々のおりなす風光明媚な自然景観に恵まれている。

こうした多彩な自然に加え、ため池や里山・里海など人の手により維持された多様な環境により、本県は生物多様性が高い。特に、ため池、湿地、多数の河川は水生生物の宝庫となっており、平成24年には円山川下流域・周辺水田がラムサール条約湿地に指定されている。

本県の気候は、中央部に東西につらなる中国山地を境に、北側は日本海岸気候区と南の瀬戸内気候区に大別され、淡路島では太平洋岸気候の特徴も表れる。本県の中央部分には、南北の気候区を結ぶ地形上の回廊（氷上回廊など）が存在し、日本海側と瀬戸内海側との生物相の交流がみられるなど、東西南北の動植物の接点となっている。

(2) 兵庫県の環境の現況

ア 環境を取り巻く状況

産業公害、生活排水や自動車排出ガスなどの都市生活型公害が改善の方向へ向かう一方、地球温暖化の防止や生物多様性の保全など地球規模の環境問題をはじめ、里地・里山・里海の適切な管理など、身近な環境における課題に向けた取組が求められている。また、東日本大震災に起因するエネルギー問題や、野生動物による農林業被害、PM2.5等の大陸からの越境汚染対策など、新たな環境問題も生じている。

兵庫県の人口は減少に転じており、今後、人口減少社会の中で持続可能な社会を築くためには、県民、地域団体やNPO、事業者、行政などが互いに連携し、目標を共有して取り組むことが必要である。

イ 施策の展開方向

本県では、「環境の保全と創造に関する条例」及び当該条例に基づく「兵庫県環境基本計画」のもとで、積極的な環境施策を展開し、一定の成果をあげつつある。

平成26年3月には「第4次兵庫県環境基本計画」を策定し、「低炭素」「自然共生」「循環」「安全・快適」の4つの視点から効果的な施策展開を図るとともに、県民、地域団体やNPO、事業者、行政など、あらゆる主体がそれぞれの地域の魅力やふるさと意識を共有し、よりよい環境づくりに向けて協働する「地域力」を環境保全・創造の取組の基盤としている。

2 兵庫県の環境学習・教育の実施状況

環境や生命を大切に思う“こころ”を育み、学習から実践へとつなげていくため、兵庫の豊かな自然・風土を生かしながら、乳幼児期からシニア世代までのそれぞれのライフステージに応じて、自ら「体験」、「発見」し、自ら「学ぶ」環境学習・教育を推進するとともに、地域の自然の中での豊かな体験を通してふるさと意識を育てている。

(1) ライフステージに応じた環境学習・教育の推進

ア 乳幼児期の環境学習・教育の推進

乳幼児期は、季節ごとの様々な動植物とのふれあいや作物の栽培など、自然体験を通じて豊かな感性を育み、生命の大切さを学ぶ「ひょうごっこグリーンガーデン」事業を展開している。

平成19年度から24年度にかけて実施した「グリーンガーデン実践事業」「グリーンガーデンサポート事業」により、乳幼児期の体験型環境学習・教育の全県展開を図るとともに、平成26年度から27年度にかけて実施した「ひょうごエコっこ育成事業」では、モデル園における取組に加えて実践発表会等の実施により成果の共有を図っている。



ひょうごエコっこ育成事業における河川での活動（神戸市）

また、幼稚園教諭・保育士等を対象とした参加体験型の研修である「環境学習実践研修」

では、指導者自らが自然体験するとともに、参画と協働による生物多様性の保全を意識づけた体験型の研修を実施し、幼稚園・保育所・認定こども園（以下「幼稚園・保育所等」という。）での環境学習・教育の担い手育成を行っているほか、幼稚園・保育所等を対象として実施した体験型の環境学習・教育をまとめた体験プログラム事例集や実践事例集を作成し、幼稚園・保育所等へ普及啓発を行っている。

【参考】はばタンの環境学習

毎日の生活のなかでできること（水や電気を大切に使う、ごみを分けて捨てるなど）について学ぶ体験型環境学習を展開するため、県内の幼稚園・保育所・認定こども園を訪問し、兵庫県マスコット「はばタン」を活用した紙芝居「はばタンの環境学習」を行っている。

平成18年度から実施しており、これまでに10,000人（平成27年3月末現在）を超える園児が参加している。



はばタンの環境学習

イ 学齢期の環境学習・教育の推進

学齢期においては、地域の身近な環境や地域の環境問題を題材に、各教科や総合的な学習の時間等、学校の教育活動全体を通じて環境学習・教育を行う「ひょうごグリーンスクール」事業を展開している。

全公立小学校3年生を対象とした「環境体験事業」では、「ひょうごグリーンサポーター」や地域の人々の協力を得ながら自然観察や栽培・飼育など、自然に触れ合う体験型環境学習を通じ、命の営みやつながり、命の大切さを学ぶとともに、子ども

もたちのふるさと意識を育んでいる。

また、全公立小学校5年生を対象とした「自然学校推進事業」では、学習の場を教室から豊かな自然の中に移し、豊かな感性や社会性などを育む活動に取り組むことを通して、心身ともに調和のとれた児童の育成を図っている。

さらに、全公立中学校2年生を対象とした「トライやる・ウィーク」では、環境関連分野における社会体験活動なども行っているほか、県立高等学校を対象とした「高校生ふるさと貢献活動事業～トライやる・ワーク～」において環境保全活動へ参画する活動などを実施している。また、公立特別支援学校を対象とした「特別支援学校交流・体験チャレンジ事業」において自然体験活動などに取り組んでいる。

このほか、「環境教育実践発表大会」を実施し、先進校の実践事例発表や講演を通して、環境教育推進の成果や課題等についての情報交換を行うほか、特色ある優れた実践を行っている学校をグリーンスクールとして表彰し、活動内容等の普及を図っている。



環境体験事業における里山での活動（三木市）



自然学校における水辺での活動（竹野海岸）

【参考】グリーンスクール表彰校の取組事例



豊岡市立城崎小学校
ヒメイトトンボの生息環境調査

豊岡市立城崎小学校（平成27年度グリーンスクール表彰校）では、小学校の児童会と地域自治会、中学校の生徒会がタイアップし、「城崎プロジェクトC」と称して、3者合同の地域クリーン作戦を実施している。また、ラムサール条約認定湿地である「戸島湿地」が学校の近くにあるため、コウノトリの生息環境を中心とした戸島湿地の保全活動を行うとともに、絶滅危惧種であるヒメイトトンボの生息環境調査等、学年の発達段階に応じた取組を計画的、継続的に実施している。

また、南あわじ市立三原中学校（平成26年度グリーンスクール表彰校）では、理科部員が中心となって“ホタルの里”の復活をめざし、蛍の人工飼育・放流活動を継承し、産卵箱等の準備から幼虫放流と観察を続けながら蛍の飼育を行っている。また、地域住民を光と幻想の世界に誘う「観蛍会」を開催することで、環境保全を啓発し、地域コミュニティづくりにも寄与している。



南あわじ市立三原中学校
「幼虫放流会」

ウ 成人期の環境学習・教育の推進

成人期においては、大学生や社会人、シニア世代が、地域の資源を十分に生かし、自らも学びつつ、乳幼児、児童、生徒への環境学習・教育の支援を通じて、次世代に環境や生命の大切さなどを伝える「ひょうごグリーンサポートクラブ」事業を展開している。

各県民局・県民センターでは、地域の環境学習・教育事業を支える「ひょうごグリーンサポーター」の募集・登録を行っており、全公立小学校での「環境体験事業」や幼稚園・保育所等における環境学習・教育への支援等に対応している。

また、ふるさとへの関心・愛着が地域の環境の保全・創造に向けた活動の原動力となるとの視点から、平成26年度に、ふるさとの自然環境の現状と課題を改めて地域住民とともに考える「ふるさと環境交流会」を県内7カ所で開催するとともに、若者による環境づくり活動の発表と交流の場として、平成26年度に「ひょうごふるさと環境フォーラム2014」を開催し、県内9大学の協力を得て募集した15名の学生スタッフが企画、運営し、県内で環境に関わる活動に取り組んでいる34団体からの活動事例発表をもとに、「明日につなぐふるさとひょうごの環境を考える」をテーマに議論を行った。



グリーンサポーターによる環境学習風景(相生市)

【参考】ふるさと環境通信員

平成27年度、兵庫の環境保全等に関心を持つ大学生・社会人20名を「ふるさと環境通信員」に委嘱し、その活動を支援している。

「ふるさと環境通信員」は、若者の視点で環境に関わる優れた実践活動や次世代に残したい貴重な地域資源等の取材・発信を通して、ふるさと意識の醸成や地域資源を生かした自発的な実践活動への参画の契機となる取組を展開している。



ふるさと環境通信員レポート

エ 環境学習・教育に関する情報発信・活動支援

本県では、環境学習・教育を総合的に推進するため、必要となる基盤の整備と実施主体への支援を実施している。中間支援組織である（公財）ひょうご環境創造協会が管理運営する「ひょうごエコプラザ」は、情報発信、交流促進、活動支援、総

合相談窓口等の機能を有し、県民からの相談への対応や情報提供、ホームページなどにより講座・イベント等の案内、環境学習・教育に関する情報を発信している。

また、平成 20 年に播磨科学公園都市内に設置した「ひょうご環境体験館」では、体験活動等を通じて地球温暖化をはじめとする環境問題についての県民一人ひとりの意識の向上や県民による環境保全・創造活動を促進している。

その他、エコツーリズムバスによる環境学習・教育に取り組む団体・学校の活動支援やひょうごエコフェスティバルの開催を通じた地域団体、NPO、事業者等の交流の促進を図っている。

【参考】ひょうご環境体験館（はりまエコハウス）

環境の大切さに気づき、環境について学ぶ機会を提供することにより、県民一人ひとりの環境に関する意識の向上に資するとともに、健全で恵み豊かな環境を保全し、ゆとりとうるおいのある美しい環境を創造するための県民の活動を促進する。

□施設のコンセプト

- ①健康な生命と健全な環境の大切さに気づく
- ②参加・体験を中心に据え、楽しみながら学ぶ
- ③地球温暖化など環境問題の大切さを知る

□設置場所 播磨科学公園都市

（佐用郡佐用町光都 1 丁目 3 3 0 - 3）

□開設時期 平成 2 0 年 3 月



地球工房での CO₂発生実験の様子

(2) 地域の特徴を生かした取組の推進

本県は、瀬戸内海沿岸の都市部や森・川・里・海の豊かな自然など、多様な環境を有しており、地域ごとに自然的、歴史的な特徴を生かした取組が県民・行政が一体となって行われている。具体的には、六甲山や尼崎 21 世紀の森など都市に近接している自然をフィールドとした取組、ため池や水辺空間を活用した取組や生活空間の美化に関する取組などが展開されている。

表 県内各地域の特徴的な取組例

地域	内 容
神戸・阪神	<ul style="list-style-type: none"> ・都市山「六甲山」における生物多様性の保全 ・尼崎21世紀の森構想 ・北摂里山博物館構想
播磨	<ul style="list-style-type: none"> ・いなみ野ため池ミュージアム ・水辺の環境学習
但馬	<ul style="list-style-type: none"> ・コウノトリ野生復帰プロジェクト ・山陰海岸ジオパーク
丹波	<ul style="list-style-type: none"> ・丹波の森構想 ・丹波の環境パートナーシップづくり
淡路	<ul style="list-style-type: none"> ・あわじ環境未来島構想 ・あわじ菜の花エコプロジェクト

(3) NPO、企業等の取組

県内で環境保全・創造に取り組むNPO等は、平成17年度末の645団体から、平成26年度末で1,053団体(ひょうごボランティアプラザ地域づくり活動情報システム「コラボネット」登録団体数)と着実に増加しており、リサイクルの推進、身近な生活環境の美化、地域の自然環境の保全など、幅広い活動が展開されている。

企業においては、ISO14001をはじめとした環境マネジメントシステムが浸透するとともに、工場見学や環境出前講座の開催、地域における環境関連イベントへの協力などを通じ、地域とのコミュニケーションが進んでいる。

【参考】ひょうごの生物多様性保全プロジェクト

県内に多数存在する生物多様性保全につながるNPO等の活動の中からモデルとなる活動を「ひょうごの生物多様性保全プロジェクト」として選定し、PRすることにより県民の参画や企業との連携を促している。

平成26年度末時点で72件のプロジェクトを選定している。

ひょうごの生物多様性保全プロジェクト(主なもの)

団体名	活動内容
ブナを植える会	<ul style="list-style-type: none"> ・六甲ブナの育樹 ・鉢伏高原におけるブナの植樹～育樹
コウノトリ湿地ネット	<ul style="list-style-type: none"> ・円山川下流域におけるコウノトリの生息環境づくり
兵庫ウスイロヒョウモンモドキを守る会	<ul style="list-style-type: none"> ・ハチ高原におけるウスイロヒョウモンモドキとオミナエシの咲く草原環境の保全

【参考】企業の森づくり

企業・団体等が社会貢献活動の一環として行う森林保全活動をさらに推進するため、活動地の情報提供によるマッチングや活動計画の策定指導等により、「企業の森づくり」を支援している。

平成 26 年度末で 27 の企業や団体と活動協定を締結し、森づくりを推進している。



「企業の森」活動（ゆめさきの森公園）

3 兵庫県における環境学習・教育の課題

(1) ふるさと意識を育み環境保全・創造への意識を高める環境学習・教育の実施

今日の複雑で多様化した環境問題の認識を深めるためには、生物多様性を実感できる自然環境や、地球温暖化、資源循環等様々な分野からなる総合的な環境問題を理解することが重要である。人口減少・少子高齢化が進み、ふるさとの環境保全・創造の担い手の減少が懸念される中、環境に配慮した行動につながる意識啓発や環境学習・教育により、環境保全・創造活動への意識を高め、ふるさとへの関心や愛着を持った次世代の環境を担う人づくりが必要である。

また、都市部でのヒートアイランド現象¹、農村部での野生鳥獣による農林業被害など、環境課題は地域により異なることから、地域の実情に応じた環境学習・教育を進めていく必要がある。

(2) 生涯にわたり学び続ける環境学習・教育の推進

乳幼児期からシニア世代までのライフステージに応じた環境学習・教育を推進しているが、原体験としてのふるさとの自然体験や生活に身近な公園等での自然体験を通して親と子が共に自然に親しむなど、出生後、就園前までの期間の環境学習・教育のあり方について研究し推進していくことが求められる。

また、環境保全・創造について自ら学び伝えていく担い手の育成や実践活動を広げる観点から、地域において家族、若い世代とシニア世代がともに学ぶなど、世代を超えて環境学習・教育を推進していく必要がある。

(3) 環境学習・教育の人材育成・活用及び協働取組の促進

学校を取り巻く環境が急激に変化し、教職員が対応すべき課題の複雑化・多様化が進み、地域においても人口減少・少子高齢化を背景に環境保全・創造活動の担い手が減少していることから、学校や地域等で取り組む環境学習・教育を支援するため、環

¹ 都市化による地表面被覆の人工化（建物やアスファルト舗装面などの増加）やエネルギー消費に伴う人工排熱（建物空調や自動車の走行、工場の生産活動などに伴う排熱）の増加により、地表面の熱収支が変化して引き起こされる熱大気汚染であり、都市部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象をいう。

環境保全・創造に関する専門的知識と指導を行う能力を有する人材を育成・発掘し、活用を進めていく必要がある。

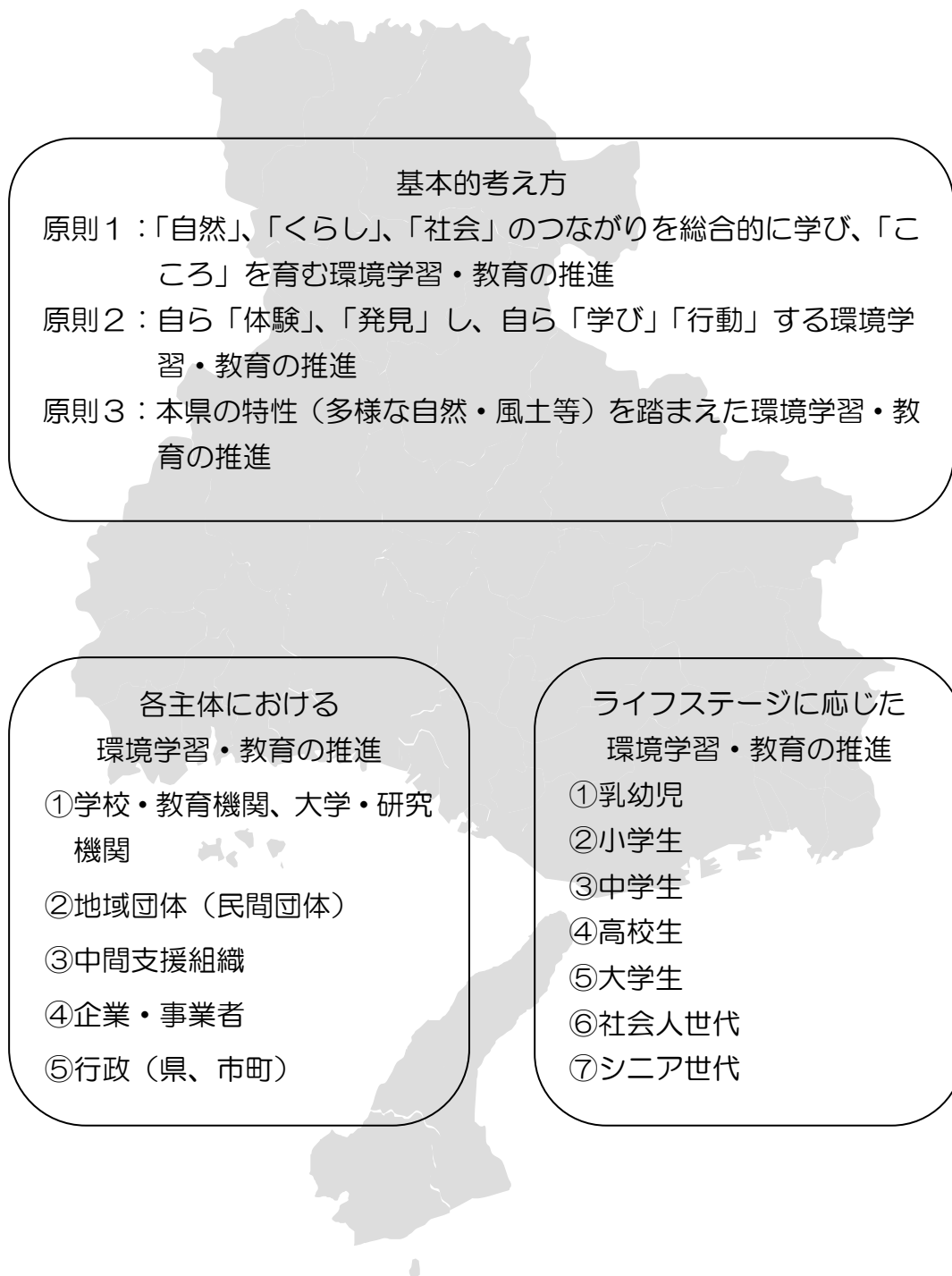
本県には都市と農村が共存している。森・川・里・海の自然と人とのつながり、流域における循環のしくみを考えるうえで農村部と都市部が互いを知り、理解しておく必要がある。このように地域間が連携するとともに広域的視点でとらえることが重要である。都市部で進む単身化による人と人とのつながりの希薄化など、本県の状況を踏まえ、NPO 等地域における環境保全・創造活動の支援による地域の取組や地域間交流の促進による県民一体となった環境保全・創造活動を促進する必要がある。

一方、中間支援組織や研究機関等との連携による官・民の連携強化を図り、県民、地域団体や NPO、事業者、行政など各主体間の協働取組についても、これまで「県民の参画と協働の推進に関する条例」のもとで取り組んできたことを踏まえ、さらに促進することが求められる。

IV 環境学習・教育のあり方

これまでの本県の環境学習・教育の取組等を踏まえ、本県では以下の基本的な考え方に沿って環境学習・教育を推進する。そしてそれにより、県民一人ひとりが、自らの問題として環境問題に関心を持ち具体的に行動することができるよう、乳幼児期からシニア世代まで、自分の身近な環境から持続可能な社会づくりについて学び、体験する環境の整備を図るとともに、ふるさとへの関心を高め、愛着を育んでいく。

図 本県の環境学習・教育のあり方



1 推進にあたっての基本的考え方

原則1 「自然」、「暮らし」、「社会」のつながりを総合的に学び、「こころ」を育む環境学習・教育の推進

- ・本県では、「体験」、「発見」を中心とする環境学習・教育により、環境を大切に思う「価値観」、「こころ」を育み、環境保全・創造に向けた行動を促す環境学習・教育を第一に進める。
- ・そのために、森・川・里・海の再生等を題材に「自然」を理解し、環境にやさしいライフスタイルを実践する「暮らしの知恵」を学ぶとともに、環境と「社会」の関係を知るようにする。
- ・これらの体験を通して、「自然」、「暮らし」、「社会」のつながりを総合的に学べるような取組を推進する。

① 「命のつながりを学ぶ」－環境を大切にする価値観の醸成－

日本では、古来より自然への畏敬の念を持ち、環境を大切に思う心を受け継いできた。「もったいない」「いただきます」「ごちそうさま」という日本語にはその心が表れている。学校などで環境学習・教育を推進することで、環境を大切にする価値観を社会全体に浸透させることが重要である。環境学習・教育により命のつながりや人と人、人と環境のつながりを学ぶことで、命を大切に思う心を育み、人間や動植物の命、ひいては環境全体を大切にする社会を形成する。



② 「生態系を理解する」－生物多様性の理解－

大半の人が人工的な都市社会に暮らす現在、人間の自然への理解力は過去に比べ著しく劣ってきていることが懸念されている。したがって、自然の素晴らしさとともにこわさを正しく理解し、例えば、野生動物による農林業被害あるいは生活環境被害対策、過去の自然災害も含めた環境共生の暮らしの姿を認識することが、環境学習・教育の重要な要素となり得る。このため、森・川・里・海のフィールドにおいて、体験学習を通じた原体験の機会を提供するとともに、科学的に自然メカニズムや人と自然のかかわり、生物多様性の重要性を理解する取組を行う。

③ 「暮らしの知恵を学ぶ」－環境にやさしいライフスタイルの実践－

環境についての客観的知識・情報を単に提供するだけでなく、県民運動等と連携して、衣・食・住における環境にやさしいライフスタイルの実践に結びつく暮らしの知恵、経験知を習得できる機会の創出にも配慮する。例えば、廃棄物の発生抑制、再使

用、再生利用（3R²）の意義・必要性を説くだけでなく、実際にごみを出さないくらしのノウハウの情報提供に努めるほか、食糧の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な取組による、食育と一体となった環境学習・教育を行う。

④ 「社会とのかかわりを知る」－社会・地域と結びついた環境学習・教育－

環境は市場経済、社会システムと密接に結びついている。例えば、リサイクルについてよりよく知ろうとすると、環境と経済の循環や社会的制度について学ばねばならない。また、環境問題の理解にあたっては、例えばエアコンの効いた部屋で快適に過ごしたり、自動車に乗ったりすることで生活の利便性を追求する反面、地球温暖化が進み、私たちの生活に影響するというように、私たちの日々の生活と環境のつながりについても学習する必要がある。さらに、今ある資源を次世代に継承するには、地域の自然環境や風土、歴史、文化を理解することも大切である。このため、環境学習・教育の中に社会・地域学習や防災の要素を盛り込んでいく。

⑤ 「総合的な理解を促す」－体験を通じた総合的学習－

自然学習、地球環境学習、生活環境、社会・地域学習を個別に学ぶとともに、それらの要素を関連づけ、環境を総合的、多角的に理解できるような体験型環境学習・教育事業の創造を図る。

原則2 自ら「体験」、「発見」し、自ら「学び」、「行動」する環境学習・教育の推進

- ・本県では、「体験」、「発見」をキーワードとした環境学習・教育をすべての分野、段階で推進し、環境を五感で学べるようにすることで、学習から実践、実践から学習へと自律的に発展するサイクルを構築していく。
- ・このため、学習段階に応じ、県民だれもが自らの意志に基づいて学習内容、方法を自由に選び、学ぶことのできるしくみの確立を図る。
- ・各段階での学習・体験をした人が環境保全・創造に向け積極的に行動するよう支援を行う。

① 「環境を体験し、感動する」－体験・気づき－

効果的な環境学習・教育の実施のためには、自然体験や生活体験などの実体験が必要である。例えば、近くの公園や地域の自然豊かな森・川・里・海で自然に親しみ、その美しさや不思議さなどを感じたり、身近な生活でのエコ活動などを通してものを大切にすることを覚えたりというよ



² 「ごみを出さない」「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース（Reduce＝ごみの発生抑制）」「リユース（Reuse＝再使用）」「リサイクル（Recycle＝再生利用）」の頭文字を取ってこう呼ばれる。

うな体験が、自然に親しみ、自然を感じる心を育て、身近な環境への好奇心や探究心を培い、環境学習・教育に興味・関心を持って取り組むきっかけづくりとなることが期待できる。

例) 農林漁業体験、エコツーリズムへの参加、再生可能エネルギー³施設訪問、ネイチャーゲーム等

② 「環境を学び、知る」－知識・理解－

環境を取り巻く基本的なことから、例えば、自然や生命、エネルギー、資源など個別の要素を学習段階に即して知識や技能を身につけるとともに、これらの要素を関連づけて、一つの環境として捉え総合的に学ぶことが必要である。また、私たちの生活を取り巻く様々な環境問題が発生し持続可能な社会づくりをめざすうえで深刻な問題につながっていることを知る必要がある。

例) 環境関連ホームページへのアクセス、県立公園・施設等でのイベント・セミナーへの参加、環境家計簿の記載、うちエコ診断の受診

③ 「環境を考える」－思考・判断－

私たちの生活環境を取り巻く様々な環境問題の原因を追究し、次世代に向けてどのような取組が必要なのかを考えることが必要である。その際、科学的な視点を踏まえ、客観的かつ公平な態度で捉えることや、社会構造の中で問題が発生していることを踏まえ、生産・流通・消費・廃棄などの製品のライフサイクルの視点で地球温暖化や生物多様性への影響などの環境負荷があることを考慮する必要がある。

例) 博物館のセミナー、ワークショップ、企画展への参加、ひょうご環境体験館（はりまエコハウス）での学習、大学・関係機関等が実施する環境関連講座、人材養成講座の受講

④ 「環境の保全と創造に向け行動する」－参加・行動－

環境学習・教育で培った能力を生かし、本県のめざす「環境先導社会」の構築のために行動することが必要であり、その行動を支援していくことが必要である。その際、具体的な行動をした人が実践の成果を新たな環境学習・教育の機会創造に結びつけ、次の行動につなげる施策や、学習者同士の協働など「つながり」を大切にした取組も必要である。

例) 公的空間の管理・運営、里地・里山・里海保全等の地域活動への参画、エコライフの普及・啓発活動への参画（地球温暖化防止活動推進員としての活動等）

³ エネルギー源として持続的に利用できると認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスのこと。

原則3 本県の特徴を踏まえた環境学習・教育の推進

- ・本県では、地域の自然・風土を生かした環境学習・教育を県民の参画と協働のもとに推進する。
- ・環境学習・教育事業の実施にあたっては、阪神・淡路大震災や風水害等の自然災害の教訓を踏まえるとともに、本県内に立地する国際的機関の有効活用を図る。

① 「多様性を生かす」－地域の多様な自然・風土の活用－

効果的な事業を行うためには、本県の自然環境、文化、地域の多様性を生かした環境学習・教育を行うことが必要である。

特に、多様な自然環境を有する本県では、健全な物質循環等を題材に、森・川・里・海のつながり、生態系について学ぶことが効果的である。本県は、既に「北摂里山博物館構想」、「いなみ野ため池ミュージアム」、「コウノトリ野生復帰プロジェクト」、「山陰海岸ジオパーク」など、地域ぐるみで美しい県土づくり、自然再生に取り組んでいる。これらの取組と連携した兵庫型の環境学習・教育を推進していく。



② 「県民主役で取り組む」－県民の参画と協働－

本県では、「21世紀兵庫長期ビジョン」並びに「県民の参画と協働の推進に関する条例」のもと、多くの県民が様々な政策決定に主体的に「参画」していくとともに、課題解決に「協働」して取り組んでいる。

今後も引き続き県民の参画と協働のもと、県民を引き込む魅力ある環境学習・教育事業を推進していくものとする。また、①で示した美しい県土づくりや自然再生などの地域づくりと環境学習・教育の連携も、参画と協働の実践の場として推進していく。

③ 「防災教育と連携する」－阪神・淡路大震災や風水害等の自然災害の教訓継承－

本県では、阪神・淡路大震災や風水害等の自然災害を通じ、大自然の摂理に畏敬の念を持ち、自然とともに生きることの大切さ、人と人とのつながり、命の大切さを改めて認識した。また、大震災や風水害等の自然災害を契機にボランティアやNPO等の活動が活発化するなど、新たな参画と協働の気運や活動が生じた。こうした災害時の様々な経験を教訓にして、人と防災未来センター等と連携し、自然環境と防災との関係や自然災害のメカニズム等を科学的に理解するなど防災教育の視点を取り入れた環境学習・教育を推進していく。

④ 「国際協力・交流を推進する」－国際的機関の活用－

本県は、国際港神戸を有するなど、古くから世界に開かれた国際性豊かな土地柄で

ある。また、環境面でも、APN（アジア太平洋地球変動研究ネットワーク）センター、IGES（（公財）地球環境戦略研究機関）関西研究センター、国際エメックスセンターなど、国際的活動を行っている機関を支援するとともに、中国広東省やブラジルパラナ州等と交流を行うなど、国際的な活動を積極的に実施している。

本県が持つこうした強みを活用し、国際的な視点を持った環境学習・教育を推進していく。

2 各主体における環境学習・教育の推進

環境学習・教育は、学校、地域、社会、職場、サービス提供の現場等様々な場で、社会を構成する多様な主体による取組が重要である。環境学習・教育の実施主体ごとの位置づけと期待される役割は、以下のとおりである。

(1) 学校・教育機関、大学・研究機関

児童、生徒に対する環境学習・教育の実施主体である学校等においては、引き続き様々な体験活動や各教科、総合的な学習の時間等を通して、環境に関する意識や環境を大切にす
る価値観の醸成、知識の習得等を実現する環境学習・教育を実施することが期待される。そのため、環境学習・教育カリキュラムの開発や教員の研修等を主体的かつ積極的に行うことが求められる。

他方、大学等の研究機関は、環境科学等の専門課程において、学校、地域等との連携のもと、新たな学習・教育方法を研究するとともに、環境学習・教育に係る専門的人材を養成し、社会に送り出すことが期待される。



(2) 地域団体（民間団体）

NPO等の地域団体は、地域における環境学習・教育で中心的な役割を果たす実施主体であるとともに、自らが有する知見、行動力を活用し、学校や企業の取組を支援するなど、本県の環境学習・教育の推進力となることが期待される。

(3) 中間支援組織

中間支援組織は、県民、地域団体やNPO、事業者、行政等の間にたって様々な活動を支援する組織であり、コンサルティングや情報提供などの支援や資源の仲介、政策提言等を行う。

各主体に対し情報提供、コーディネートを行い、多様な主体の交流・連携を支援することが期待される。

(4) 企業・事業者

環境に配慮することが経済を持続的に発展させ、経済の活性化が環境の改善につな

がる環境と経済の好循環社会の経済主体として、企業は、事業活動の内外で環境学習・教育に取り組むことが求められる。

事業における環境負荷の低減や環境配慮型経営の実現に向け企業内教育を徹底し、環境を大切にする価値観の醸成を図るとともに、地域の一員（企業市民）としての社会的責任を果たす観点から、地域の環境学習・教育の支援や環境保全・創造活動に積極的に参画することが期待される。また、環境配慮型製品の購入やリサイクルの推進等に向けて、生活者、消費者の意識啓発を行うことも望まれる。

(5) 行政（県、市町）

県は、環境学習・教育の実施主体であるとともに、それが活発に実施されるように学校等教育機関や地域団体、中間支援組織、市町などをつなぐ役割を持ち、必要な支援等を実施する推進主体である。

市町は、本方針を参考としつつ環境教育等促進法に基づく自らの行動計画等の策定・実施にあたりとともに、地域団体、大学・研究機関、県との連携のもと、環境学習・教育事業の推進主体、実施主体として地域の实情に即した活動を展開することが期待される。

3 ライフステージに応じた環境学習・教育の推進

ライフステージに応じた環境学習・教育の推進により、ライフサイクルを通じて環境にやさしいライフスタイルを実践することが期待される。各ステージにおける推進の基本的考え方は以下のとおりであるが、世代間の継続性や多世代交流にも配慮する。

(1) 乳幼児

日常生活や集団生活の中で、五感で自然と親しめる機会を通して、様々な環境に好奇心や探求心を持ってかかわり、それらを生活や遊びに取り入れていこうとする力を養う。親子や祖父母と孫など家族での自然とのふれあいにより、子どもとともに大人も自然の良さを再認識する機会となり、子どもの豊かな感性が培われ、自然とのかかわりを深める。



(2) 小学生

周囲の様々な環境とのかかわりや体験を通して、豊かな感受性や環境へのものの見方や考え方を育み、持続可能な社会に向けて責任ある行動を取り、協力して問題解決する実践力を培う。自然や生命を多面的に感じ取るようになる時期であり、このような時期に身近な自然の中で生命にふれることの意義は大きい。

また、家庭において、ものを大切にする‘もったいない’の精神や、ものを得るまでの様々な労苦に対する感謝と敬愛の念を育むとともに、ごみのポイ捨てを行わないなど、環境に配慮した生活習慣を身につけさせる。

(3) 中学生

家庭内における省エネ活動の実践や地域での社会体験活動への参加等を通じ、持続可能な社会の構築に向けた取組の大切さを学び、環境に配慮した社会規範、消費者倫理（分別意識、省エネ意識等）の涵養に努めるとともに、学習と実践の一体的展開により、環境に積極的にかかわり、環境に配慮した行動を自発的にとれるよう促す。

また、各教科や総合的な学習の時間等を通じ、持続可能な社会をつくることの重要性の認識や環境に関する科学的理解を踏まえた知識を習得させる。さらに、環境問題の歴史や地域文化・伝承から未来に向けて行動すべき方向を学ばせ、環境保護・保全に対して自分の意見を持ち、意思表示できるようにする。

(4) 高校生

環境問題について、より論理的かつ科学的に学ぶような環境学習・教育を実施する。また、地球環境と資源・エネルギー問題などを理論的に把握し、その解決に向けて環境問題を総合的、横断的に考え、持続可能な社会を目指して主体的な価値選択と意思決定ができるようにする。

さらに、地域の環境保全・創造活動に主体的に参加し、地域との協働を通じて公共心や環境意識を養うことが望まれる。

【参考】高校生による地域との協働取組の事例



県立尼崎小田高等学校
「調査船による水質調査」

県立尼崎小田高等学校（平成 25 年度グリーンスクール表彰校）では、大学や地域との連携事業を取り入れ、地元港、尼崎運河の環境調査と実験に取り組む機会を多く設けるほか、「瀬戸内海の環境を考える高校生フォーラム」を生徒自らが企画運営を行い、他の高等学校や大学、行政機関等と連携して実施するなど、生徒の研究内容を整理する力や発表力を育成するだけでなく、課題研究の成果を地域に還元している。

また、県立洲本実業高等学校（平成 26 年度グリーンスクール表彰校）では、地域との共同研究会を立ち上げ、微風でも起動できる風車（クロスフロー風車）を開発し、街路灯を設置するなど、持続可能な地域づくりをめざす「あわじ環境未来島構想」の推進に寄与する取組を行っている。



県立洲本実業高等学校
「クロスフロー風車作り」

(5) 大学生

専門課程やボランティア体験、フィールドワーク、インターンシップ、国際協力・交流活動、国際理解教育などを通じて環境について積極的に学ぶとともに、それまでの環境学習・教育の成果を日常生活に生かして、持続可能な社会づくりに積極的に取り組むことが期待される。

また、大学院教育の充実等により、環境学習・教育について関心・意欲の高い者が、社会に出た後、環境学習・教育に係る指導者、教育者として実践・行動できるよう、幅広い専門的知識を身につけることが望まれる。

(6) 社会人世代

環境問題を正しく理解し、日常生活を通じて環境学習・教育の成果を実践するとともに、新たな環境課題等に対しても積極的に理解を深めることが期待される。家庭にあつては、率先垂範してリサイクルや省エネルギー等に配慮した生活に取り組んだり、子どもたちが学校等で学んだことがらを生活に取り入れたりすることを通して、持続可能な社会の必要性を共有することが求められる。職場においては、自らの仕事の専門性と環境についてのかかわりを学びながら、環境マネジメント経営、グリーン購入等、事業所等における環境配慮の取組に率先して参画することが望まれる。

地域においては、環境保全・創造活動に積極的に参画し、シニア世代から様々な知恵を学び、後継者・グリーンサポーターとして地域の活動を積極的にリードし、その時々々の社会潮流、環境課題を踏まえ、新たな展開を推進していく役割を担う立場にある。また、地域の美化活動、植林、自然観察などに子どもたちが接する機会を設け、環境保全・創造活動の大切さを子どもたちに伝える必要がある。

(7) シニア世代

高齢者は、環境問題を正しく理解し、日常生活を通じて、昔から受け継がれてきた節約の精神や環境との共生に配慮したくらしの知恵（生活用品・道具の修繕方法、ごみの出ない生活の実践ノウハウ、涼をとるくらし方（打ち水等）等）、地域美化活動の習慣等を子や孫などとともに実践し、伝えていくことがその役割として考えられる。

また、地域の美化活動、植林、自然観察などの環境保全・創造活動を指導者・グリーンサポーターとしてリードするとともに、先代から受け継いだ地域の自然環境や風土、歴史、文化を次世代に伝承するなど、多世代交流を通じて地域理解を促進する役割が生涯を通じて期待される。

V 環境学習・教育の推進方策

1 推進にあたっての基本目標

IVでみた環境学習・教育のあり方に沿って、下記のような基本目標のもと、県民各自が主体的、自主的に学ぶことのできる環境学習・教育システムのしくみの構築をめざす。

(1) 「だれもが、どこでも、いつでも学べるしくみづくりー参加者の拡大ー」

環境問題への関心の程度にかかわらず、だれもが日常生活の中で、学校、地域、家庭、職場等の多様な場において気軽に環境について学べる条件整備に努めることが重要である。このため、一般県民の幅広い層に環境についての基礎的な知識・技能の習得を目的とした各種の環境学習・教育事業の推進により、県民の環境学習・教育の場づくり、環境学習・教育の機会の拡大に努め、環境にやさしいライフスタイルの実践・確立を図る。

(2) 「五感（触れる、見る、聞く、嗅ぐ、味わう）で学ぶ場づくりー拠点の形成ー」

環境への理解を深めるには、知識・技能を習得するだけでなく、実際に環境に触れ、五感に基づき環境の大切さを体感する現場体験の機会が重要である。例えば、自然体験により自然への畏敬の念を感じることで、環境学習・教育への興味、意欲が一層喚起されることもある。

このため、森・川・里・海の様々な空間において各種施設を活用した、森・川・里・海などでの多様な世代、親子、家族などがふれあう場づくりに努める。

(3) 「学びの資源づくりー学習基盤の形成ー」

環境学習・教育の発展に向け、環境学習・教育プログラムの開発、人材育成、情報提供等に係る県内共通の基盤づくりを進めることが重要である。このため、学校と民間団体や地域と企業など、関係機関・施設の相互協力を推進していく。

また、環境学習・教育に係る地域資源のネットワーク化や、地域の人々が県内に存在する関係機関の優れた知見・経験等のストックを有効に活用できるような環境の整備に努める。

(4) 「学びから実践へ、実践から学びへの環づくりー学習と実践の一体化ー」

環境学習・教育は、単なる学習に終わるのではなく、環境の大切さに気づき、環境共生意識を醸成し、環境にやさしいライフスタイルの実践へとつながることが重要である。このため、環境学習・教育は、学ぶ者に明確な動機づけを与えることができるよう、発展性、展開性をもった内容として考えられなければならない。また、環境学習・教育の輪を拡大していくには、環境保全等の実践活動の中から環境学習・教育への興味、意欲が喚起されるよう、学びと実践の連携、循環が重要である。このため、学習と実践の一体化を推進していく。



2 具体的な推進方策

本県では、基本目標のもと、体験型の環境学習・教育の機会を県民に幅広く設けるとともに、必要基盤の整備と実施主体への支援を図り、環境学習・教育をより一層推進していく。

体験型環境学習・教育を進めるにあたっては、地域での様々な取組と連携して参加者の拡大を図るとともに、学習と実践の一体化を実現する。基盤の整備については、拠点形成だけでなく、情報提供、人材育成・活用、プログラムの開発等すべての領域にわたって進めていく。実施主体への支援に関しては、総合的な推進体制の確立を図る。

(1) 学校等における体験型環境学習・教育の推進

小学校の「環境体験事業」など、学校等における体験型の環境学習・教育の取組を引き続き推進する。また、グリーンサポーター等の人材活用や体験のフィールドとなる田・菜園等の提供など、地域全体でその取組を支援する。

ア 命のつながりを実感する環境学習・教育の推進

乳幼児期は、親子での自然体験や、幼稚園・保育所等において子ども自らが動物や花木に触れるなど、生命の大切さに身をもって気づく力を養う。

学齢期は、様々な体験活動、各教科や総合的な学習の時間等、教育活動全体を通じ、児童生徒が自然観察や栽培・飼育、身近な生活の中での気づきや発見から、環境について幅広く関心をもち、理解を深め、実践力を育成するとともに、自然に対する豊かな感受性や命を尊ぶ心、思いやりの心を育む。

大学においては、環境学習・教育について関心・意欲の高い者が、将来社会において環境学習・教育に係る指導者、教育者として活躍できるよう、例えば環境学習・教育インターンシップなど、学習から実践につながるプログラムを実施する。

イ 学校等における環境学習・教育の支援

学校等での地域の実情に応じた体験型環境学習・教育の推進に向け、地域全体でその取組を支援する。グリーンサポーター等の支援者と教職員が適切に役割分担を図りながら環境学習・教育プログラムの作成を効果的に行うとともに、地域の団体・個人が学校、地域のつなぎ手として活動し、活動場所、人材活用等のコーディネートにあたる体制を整える。また、県民、地域団体や NPO、事業者、行政などが協働して、体験のフィールドとなる里山林、田・菜園等の自然空間や各種施設等の整備・提供を行う。

(2) 地域の特性を踏まえた環境学習・教育の推進

県民の参画と協働のもと、地域の実情に応じた体験型環境学習・教育を進める。これにより、地域主体の持続可能な社会づくりを進めるとともにふるさとへの関心を高め、愛着を育む。また、学校等においては、現在行っている環境体験事業等の体験型

環境学習・教育の取組を引き続き推進する。

ア ふるさとへの愛着を育む環境学習・教育の推進

県民の参画と協働のもと、里山林等での農林業体験、学習活動、農山村との地域間交流事業、河川空間等の公有空間管理の取組（ひょうごアドプト⁴等）や地域風土・文化の保全・継承活動等と一体化して地域の実情に応じた環境学習・教育を進める。

それにより、地域主体の持続可能な社会づくり、ふるさとづくりを推進するとともに、地域の人々、特に子どもたちを対象に、地域の自然環境や風土、歴史、文化への理解を促し、ふるさとへの関心を高め、愛着を育む。

なお、事業実施にあたっては、乳幼児からシニア世代までが参加できる環境学習・教育の場づくりに努めるとともに、都市公園や自然公園など身近な自然もフィールドとして活用を図る。

イ 県民運動等との連携

県民の環境問題への理解を深め、行動への動機づけを図ることを目的に、自然体験や環境保全事業（里地・里山・里海保全等）、社会教育等との実践活動と連動した環境学習・教育を実施し、環境にやさしいライフスタイルの実践・確立を図る。

特に、クリーンキャンペーン、リサイクルなどの循環型社会形成事業等、環境とかわりの深い活動が多数含まれる県民運動とは、体験型環境学習・教育の連携を進め、学習と実践の一体的展開を図る。



(3) 環境学習・教育を支える基盤の構築

自ら「体験」、「発見」し、自ら「学び」「行動」する環境学習・教育を実現するためには、「人材」、「場（施設）」、「環境学習・教育プログラム」といった環境学習・教育基盤の充実が必要であることから、そのための推進方策を実施する。

ア 情報の収集・提供

環境学習・教育についての基礎的な知識や先進事例等の情報を収集、データベース化、アーカイブ化し、広く県民が利用できるようにする。特にイベント情報等県民に直接役立つ情報については、本県の環境ホームページ「兵庫の環境」をはじめとするインターネットや情報誌等を通じ広く提供する。

⁴ 兵庫県管理の道路・河川・海岸等の公共物の一定区間で美化清掃等を行うボランティア団体（住民や企業）と県、市町の三者による合意書の締結により「養子縁組（アドプト）」し、快適な生活環境の創出に取り組んでいる。参加団体は、担当地区の美化清掃、草刈り、植栽等を行い、県は地域の状況に応じて、参加団体等を表示する看板の設置や、ボランティア保険への加入、軍手・ゴミ袋の支給等の支援をしている。

また、県民に対し、県内各地で行われている参加可能な体験型環境学習・教育の実施状況について体系的な情報提供を行うなど、県民の環境学習・教育への参加を推進する。

さらに、地域での環境学習・教育を具体的に推進するうえで参考となるモデル・プログラム等を作成し、学校、地域団体、関係機関等に広く情報提供する。

イ 環境学習・教育をリードする人材の育成・登録・派遣

環境学習・教育の推進に向けては、専門的人材の育成が不可欠である。このため、地域において専門知識・経験等を有し、環境学習・教育を実施できる企画・運営能力を持った環境学習・教育の指導者等を育成する。特に、地域リーダー、教員、企業従事者等向けに研修を実施するとともに、環境学習・教育ボランティアや、学校・地域等を支援するコーディネーター、ファシリテーター⁵等の人材育成やグリーンサポーター等の支援者の育成・派遣を推進する。

また、人材育成プログラムの修了者等の有効活用を図るために、人材登録制度を運営し、講師・指導者から、ボランティア、協力者まで、多彩な環境学習・教育を支える多様な人材の結集・ネットワーク化を図る。なお、登録制度の運営にあたっては、専門的な知識や豊富な経験を有する人材の発掘、登録に努める（参考資料 6 参照）。

さらに、環境学習・教育を実施しようとする団体・組織等に対し、登録者の中から適切な人材をあっせん・派遣し、環境学習・教育の内容の充実に貢献するとともに、登録者に実践の機会提供を図る。

ウ 環境学習・教育拠点施設の整備・充実及びネットワーク形成

県内各地の野外施設、社会教育施設等を、地球温暖化やリサイクルなどの環境課題について学べる体験型環境学習・教育施設として位置づけ、その整備・充実に努める（参考資料 7 参照）。

また、このような施設と環境学習・教育に関連する行政機関・研究機関（参考資料 8 参照）、県民、地域団体やNPO、学校、事業者などをつなぐネットワークの形成を推進する。

このため、中間支援組織である（公財）ひょうご環境創造協会が、環境学習・教育の総合的推進に係る中核交流拠点としての機能を持つ「ひょうごエコプラザ」の運営を行う。当該機能として、主体内、主体間、分野間をつなぐネットワークの形成を図るとともに、各主体のニーズに沿って情報発信、人材派遣、プログラム開発、専門相談等必要な支援の総合的な実施を図る。

⁵ ファシリテーターは、会議やワークショップの参加者が対等な立場で意見を出し合い、より民主的に会議が進んでいくよう、様々な工夫を行い、中立的な立場で会議やワークショップをスムーズに進行していく役割を担う。直訳すると「援助者・促進者」と訳される。

エ 環境学習・教育プログラムの開発・実施

五感で学び、自ら体験、発見する環境学習・教育の実現には、専門的人材とともに、優れたカリキュラムが必要不可欠である。

そのため、様々な主体においてモデルとなる環境学習・教育プログラム・パッケージの開発、提供に努めるとともに、地球温暖化や生物多様性等の地球的規模の環境問題や里地・里山・里海の適切な管理等の身近な環境問題など取組がより求められる分野や体験型環境学習・教育施設等を活用する環境学習・教育事業を、施設、行政、教育・研究機関などの協働により推進する。

(7) 特色ある環境学習・教育事業の開発、実施

体験型環境学習・教育施設、行政、教育・研究機関の協働により、多様な環境に関する知識を総合的に習得できる環境学習・教育プログラムの実施、防災教育と環境学習・教育の連携や自然科学、生活科学、社会科学の各領域にまたがる学際的な環境学習・教育カリキュラムの開発などにより、兵庫ならではの特色ある施策の展開を行う。

(イ) 海外との連携・交流

APN センター、IGES ((公財)地球環境戦略研究機関) 関西研究センター、国際エメックスセンターといった国際的機関との連携のもと、海外との連携・交流を進め、国際的な視点をもった特色ある環境学習・教育の推進を図る。



オ 体験の機会の場の提供

環境の保全と創造に取り組む地域団体や NPO、事業者などと連携し、幅広い世代が参加・体験できる地域密着型のイベントを開催するとともに、環境教育等促進法に基づく体験の機会の場の認定を行う。

(4) 実践活動を促す総合的展開

総合的な相談体制を推進するとともに、多様な実施主体による環境学習・教育を推進するため、実施主体の特性に応じた支援を行う。

ア 相談体制の推進

環境学習・教育やそれと連携した環境保全・創造活動を行う学校、民間団体、地域(県民)などに対する支援を充実する。

特に、環境学習・教育に関する総合相談窓口である「ひょうごエコプラザ」においては、収集した情報を活用した各種の助言・情報提供等を行うとともに、環境学習・教育カリキュラムの内容や環境学習・教育等の事業をアレンジするコーディネ

ーター、ファシリテーター、指導などを行う人材等のあっせんを行う。

イ 各主体への活動支援及び主体間の連携促進

(7) 学校等（幼稚園・保育所等－小・中・高校－大学）

民間団体、企業等外部の環境学習・教育資源と学校等間の連携あるいは同じ主体内との連携を促し、乳幼児・児童・生徒、学生、教員等に対する体験型環境学習・教育の機会提供や事例発表会の開催など、学校等での環境学習・教育に関するニーズを踏まえた支援を行う。

(イ) 民間団体（地域団体）

環境学習・教育を行う民間団体等の設立支援、運営相談や環境学習・教育活動の支援ファンド等に関する情報提供、連携を求める民間団体、個人間の連携・マッチング支援など、民間団体の育成・強化に向けた支援を行う。

(ウ) 企業・事業者

「兵庫県環境にやさしい事業者賞」など環境学習・教育へのインセンティブづくり、活躍の場の紹介、「企業の森づくり」など地域との連携の場づくり、中小企業へのカリキュラム作成支援等を中心に、企業・事業者への支援を行う。

(エ) 県民、地域

環境学習・教育に資する地域での環境美化運動等の環境保全・創造活動やエコツーリズム等の地域活性化の取組、子どもたちが自然と触れ合う場の提供（「子どもの冒険ひろば⁶」等）などについて支援を行う。

また、県下の森・川・里・海のつながりを通じた地域間交流を図り、都市部と農村部相互の魅力を分かち合い、理解が深められるよう環境学習・教育の取組の支援を行う。



⁶ 兵庫県で実施している事業。「自分の責任で自由に遊ぶ」を原則に、子どもたちが旺盛な好奇心やエネルギーを発散させ、のびのびと生きていく力を養う場として県内各地の公園等で「冒険ひろば」を開設するため、その場でNPO、青少年団体・グループ等と協働して、子どもたちに自然と触れ合う様々な機会を提供している。

VI 総合的な推進体制の構築

1 支援・推進体制の整備

環境学習・教育を総合的に支援・推進するためには、強力なネットワークの形成や基盤整備が求められる。そこで、全庁的な推進体制として「兵庫県環境適合型社会形成推進会議」を活用するとともに、中間支援組織である(公財)ひょうご環境創造協会が管理・運営する「ひょうごエコプラザ」を多様な主体の連携を促進する環境学習・教育の中核交流拠点とする。

2 主体間での適切な役割分担の実施

環境学習・教育の推進に向け、行政、中間支援組織、地域団体や NPO は、それぞれの特性に応じて適切な役割分担を果たしていくことが求められる。

行政は、環境学習・教育の推進方策、ガイドラインを提示し、総合的・体系的な環境学習・教育メニューを示す必要がある。また、環境学習・教育に関連した情報収集・提供、グリーンサポーター等の支援者の活用や人材交流を図るとともに、必要に応じ新たな施設、設備の提供を行うことが期待される。このほか、裾野拡大に向けた普及啓発活動の推進もその重要な責務である。

中間支援組織は、学校、地域団体や NPO、事業者などを対象に、情報提供、人材・資源のマッチング、カウンセリング等を実施する総合機関として機能することが求められる。独自の人材、ノウハウ、ネットワークを有して、人材育成、プログラム開発等において専門的なサービスを提供することが期待される。また、行政と地域団体や NPO の協働、産学官の連携、地域を越えた広域的な交流等の場において、媒介者としての役割を果たす必要もある。

地域団体や NPO は、地域に根ざした取組を推進する実施主体として期待される。環境学習・教育に資する地域資源を守り育て、環境学習・教育と環境美化活動等の実践活動の一体的展開を実質的に支えるうえで不可欠な存在である。また、学校・家庭・職場等の間で地域ネットワークを構築する際の結節点として重要な役割を果たす。

3 評価・検証の実施

本方針の着実かつ効果的な推進を図るため、県施策の実施状況を点検・評価し、その結果を県のホームページで公表するとともに、環境白書に反映させ、県民に広報する。

参考資料

資料1 環境学習・教育をめぐる国際的な動き

宣言等名称	場所、年次	内 容
<p>ストックホルム 人間環境宣言 …人間環境の保 全と向上を世 界共通の目標 としその実現 の意思を明ら かにした。</p>	<p>1972年6月 国連人間環境会議 (スウェーデン・スト ックホルム) …環境問題全般につ いての初めての 大規模国際会議</p>	<p>教育の必要性 …環境問題についての若い世代と成人に対する教育は、恵まれない人々に十分に配慮して行うものとし、個人、企業及び地域社会が環境を保護向上するよう、その考え方を啓発し、責任ある行動を取るための基盤を拡げるのに必須のもの</p>
<p>ベオグラード憲 章 …環境学習・教育 に対する考え 方、活動のあり 方についての 共通理解を明 確にするため、 6項目を目標 として示した。</p>	<p>1975年10月 国際環境教育会議 (旧ユーゴスラビ ア・ベオグラード) …環境教育政府間会 議の準備のために環 境教育専門家ワーク ショップとして開催</p>	<p>環境教育の目的 …環境教育の目的は、世界の全住民が環境やそれにかかわる諸問題に気づき、関心を持つとともに、現在の問題の解決と新たな問題が起きることを未然に防止するために、個人及び集団として活動するうえで必要な知識、技能、態度、意欲、実行力を身につけた人々を世界中で育成すること。</p> <p>目標 関心…環境問題に対する関心と感受性を身につける。 知識…環境問題及び人間の環境に対する厳しい責任や使命についての基本的な理解を身につける。 態度…社会的価値や環境に対する強い感受性、環境の保護と改善に積極的に参加する意欲を身につける。 技能…環境問題を解決するための技能を身につける。 評価能力…環境状況の測定や教育のプログラムを生態学的・政治的・経済的・社会的・美的その他の教育的見地に立って評価できる。 参加…環境問題を解決するための行動を確実にするために、責任と緊急性について認識を深める。</p>
<p>トビリシ勧告</p>	<p>1977年10月 環境教育政府間会議 (旧ソ連・グルジア共 和国・トビリシ)</p>	<p>環境教育の目的 …都市や田舎における経済的、社会的、政治的、生態学的相互依存関係に対する関心や明確な意識を促進すること。 …すべての人々に、環境の保護と改善に必要な知識、価値観、態度、実行力、技能を獲得する機会を与えること。 …個人、集団、社会全体の環境に対する新しい行動パターンを創出すること。</p> <p>環境教育の目標 関心…環境とそれにかかわる問題に対する関心や感受性を獲得させる。 知識…環境とそれにかかわる問題についての多様な経験や基本的な理解を獲得させる。 態度…環境の保護と改善に積極的に参加する意欲を獲得させる。 技能…環境問題の明確化と解決に必要な技能を獲得させる。 参加…環境問題の解決に向けたあらゆる活動に、積極的に関与する機会を与える。</p>
<p>リオ宣言(環境と 開発に関するリ オ・デ・ジャネイ ロ宣言) …環境に対する 国の権利と責任、 持続可能な開 発、予防的方 策、汚染者負担 の原則、女性や 先住民の役割、 戦争の破壊的 性質、平和、開 発、環境保全の 相互依存性な どを記述</p>	<p>1992年6月 環境と開発に関する 国連会議(通称:地球 サミット) (ブラジル・リオ・ デ・ジャネイロ)</p>	<p>※環境教育に直接的に言及はしていないが、以下のような内容が盛り込まれている。 …各国は、科学と技術の知識の交換を通じた科学的認識の向上と、革新技術を含む技術の開発、適用、普及、移転を強化することによって、持続可能な開発に向けた内なる能力のために協力すべきである。 …環境問題は関心あるすべての市民が適時、参加することで、最も良く対処される。国内のレベルでは、個人は、危険物質や地域社会の活動を含む公共機関が持っている環境関係の情報を適切に入手し、政策決定に参加できる機会を得なければならぬ。国家は情報を広く公開し、国民の認識と参加を促進、奨励しなければならない。</p>

宣言等名称	場所、年次	内 容
テサロニキ宣言 …持続可能性に向け、環境だけでなく、貧困、人口、健康、食糧確保、民主主義、人権、平和等教育全体を再構築すべきとした。	1997年12月 「環境と社会に関する国際会議—持続可能性のための教育とパブリック・アウェアネス—」 (ギリシャ・テサロニキ)	持続可能性のための教育 …環境教育を、『環境と持続可能性のための教育』と表現してもかまわない。 …持続可能性を達成するために、適切な教育とパブリック・アウェアネスが法律、経済、技術とともに、持続可能性の柱の一つとして認識されるべき。 …持続可能性に向けた教育全体の再構築には、すべての国のあらゆる学校教育・学校外教育が含まれる。
国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年(2005-2014)国際実施計画 …持続可能な開発に関する3つの重要な領域、社会、環境、経済の各領域を、その基礎的要素としての文化とともに提示	2002年12月 「第57回国連総会」で採択	環境教育と持続可能な開発のための教育 …持続可能な開発のための教育は、環境教育に同一視されるべきものではない。後者は、人類の自然環境との関係や自然環境を保全しその資源を守る方法について焦点をあてた、よく整備された科目 …持続可能な開発のための教育は、環境教育を包含し、環境教育を公平性、貧困、民主主義、生活の質といった社会・文化的要素と社会・政治的課題の文脈において幅を広げたものである。社会の変化や状況の展開といった開発の視点は、持続可能な開発を扱う場合には、どのようなものであっても中心的な要素となる。それゆえ、持続可能な開発の一連の学習目標は、広範囲に及ぶ。持続可能な開発は他の科目の中に組み込まれねばならず、その範囲ゆえに、特定の科目として教えることはできない。
我々の求める未来 …持続可能な開発に向けた政治的コミットメントを再確認	2012年6月 国連持続可能な開発会議(リオ+20) (ブラジル・リオ・デ・ジャネイロ)	持続可能な開発のための教育 …加盟諸国に対し、若年者における持続可能な開発に対する意識を、特に、「国連持続可能な開発のための教育の10年」の目標に従った、ノンフォーマル教育のためのプログラムの促進によって、促進するよう奨励する。 …「持続可能な開発のための教育(ESD)」を促進すること、並びに「国連持続可能な開発のための教育の10年」(2005～2014年)以降も持続可能な開発を教育に統合していくことを決意する。
グローバル・アクション・プログラム(GAP) …国連ESDの10年の後継プログラム	2013年11月 「第37回ユネスコ総会」で採択 2014年12月 「第69回国連総会」で採択	ESDの取組みの推進・拡大をめざすもので、全体目標は、持続可能な開発を加速するために、教育・学習の全ての段階と分野で行動を起こし強化することにある。 目的 …全ての人が知識、技能、価値観、態度を得る機会を持つために、教育、学習を再方向付けし、持続可能な開発に貢献し、実際に成果を上げるよう能力向上すること …持続可能な開発を促進する全ての関連アジェンダ・プログラム・活動において、教育・学習の役割を強化すること 5つの「優先行動分野」 …政策的支援(ESDに対する政策的支援) …機関包括型アプローチ(ESDへの包括的取組) …教育者(ESDを実践する教育者の育成) …ユース(ESDへの若者の参加の支援) …地域コミュニティ(ESDへの地域コミュニティの参加の促進)

資料2 環境学習・教育をめぐる国の動き

法律等名称	発表年月	主な内容
環境基本法 …わが国の環境保全の理念、各主体の役割、基本的施策、推進方策等を示す。	平成5年11月施行	(第25条) 国は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び国民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。
中央環境審議会答申 これからの環境教育・環境学習ー持続可能な社会をめざしてー …環境教育・環境学習の今日的な理念を問い直し、その方向性を示す。	平成11年12月答申	環境教育・環境学習 …人間と環境とのかかわりについて正しい認識にたち、自らの責任ある行動をもって、持続可能な社会の創造に主体的に参画できる人の育成をめざすもの …環境教育・環境学習を「持続可能な社会の実現のための教育・学習」として位置づけるべきと指摘 基本的視点 ・総合的 ・目的を明確に ・体験を重視 ・地域に根ざし、地域から広がる。 具体的方策 ・多彩な人材が育つしくみづくり ・具体的行動に結びつくプログラムの整備 ・ネットワークで多様な情報をつなぐ。 ・実践的体験活動を行える場や機会の拡大 ・国と地方公共団体の役割の分担と連携 ・ビジネスの視点から推進方策を探る。 ・地域の多様性を尊重した国際協力の推進
環境基本計画ー環境の世紀への道しるべ …持続可能な社会の構築のための環境面からの戦略を示し、21世紀初頭の環境政策の基本的な方向と取組の枠組みを示す。	平成12年12月閣議決定	環境教育・環境学習の位置づけ …環境政策に不可欠な政策手段であるとの認識のもとに、すべての個別政策分野において、政策立案段階から有効な政策手段として位置づけ、推進する。 問題解決能力の育成 …「体験を通じて、自ら考え、調べ、学び、行動する」という過程を重視した学習を推進する。 重点的取組事項 (1) 人材の育成 (2) プログラムの整備 (3) 情報の提供 (4) 場や機会の拡大 (5) 各主体の連携 (6) 事業者等による取組 (7) 国際協力
環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律 …一人ひとりが環境についての理解を深め、環境保全活動に取り組む意欲を高めるための様々な支援を行い、環境教育を進めるために必要な事柄を定める。	平成15年7月施行	(基本理念) ・自発的意思の尊重 ・様々な主体の参加と協力 ・透明性及び継続性の確保 ・地域における環境保全に関する文化・歴史の継承への配慮など (具体的な取組み) ・基本方針等 …国は環境保全の意欲の増進と環境教育の推進に関する基本的な法律を定める。地方公共団体は、地域の自然的社会的条件に応じて計画等を作成し、公表するよう努める。 ・学校教育における環境教育に係る支援等 …学校教育等における体験学習等の充実、教員の資質向上の措置等 ・職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育 …民間団体、事業者、国及び地方公共団体は、雇用する者の環境保全に関する知識や技能を向上させるよう努める。

法律等名称	発表年月	主な内容
<p>環境保全の意欲の増進及び環境教育に関する基本的な方針 …環境教育推進法第7条に基づき策定。</p>	<p>平成16年9月閣議決定</p>	<p>持続可能な社会づくりに向けて、環境保全の意欲の増進、環境教育の推進についての考え方、進め方、具体的施策が総合的に位置付けられている。</p> <p>(基本的な考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な個人、団体が、自発的に環境保全に取り組み、その輪が広がる環境をつくること ・ 環境やいのちを大切にし、具体的行動をとる人材をつくる環境教育 ・ 自発性の尊重、役割分担・連携等への配慮 <p>(具体的な施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校、地域、社会など幅広い場における環境教育 ・ 職場における環境教育 ・ 人材育成、人材認定事業の登録及び情報提供 ・ 拠点機能整備 ・ 民間による土地等の提供に対する支援 ・ 各主体間の連携、協力、協働取組のあり方の周知 ・ 情報の積極的公表 ・ 国際的な視点での取り組み

資料3 環境教育等促進法及び基本方針

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成24年10月制定）

国民一人ひとりの環境保全に対する意識や意欲を高め、持続可能な社会づくりにつなげていくために平成15年7月に成立した「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が改正されてできた法律。旧法に比べて学校教育における環境教育の充実が図られたほか、環境行政への民間団体等の参加と協働を推進するための規定が多く盛り込まれているなど、大臣が環境教育等支援団体を指定する制度や、自然体験の機会の場を知事が認定するしくみも創設。

定義

（環境保全活動）

環境の保全を主たる目的として自発的に行われる活動

（環境保全の意欲の増進）

環境の保全に関する情報の提供、体験の機会の提供及びその便宜の供与

（環境教育）

家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境保全に関する教育及び学習

（協働取組）

国民、民間団体等、国又は地方公共団体がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全に関する取組

基本理念

- ・ 自発的意思の尊重
- ・ 多様な主体の参加と協力
- ・ 国土保全等の公益との調整
- ・ 地域の福祉の維持向上
- ・ 地域における環境保全に関する文化及び歴史の継承への配慮
- ・ 対等な立場において相互に協力
- ・ 透明性及び継続性の確保
- ・ 地域の農林水産等との調和
- ・ 自然環境を育成すること等の重要性に係る理解の進化

各主体の責務

（国民、民間団体等）家庭、職場、地域等において、環境教育や協働取組を自ら進んで行い、他の者の行う環境教育や協働取組に協力するよう努める。

（国）環境教育や協働取組の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定、実施する。

（地方公共団体）環境教育や協働取組の推進に関し、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定、実施に努める。

基本方針等

（国）環境教育や協働取組の推進に関する基本方針を定める。

（地方公共団体）国の基本方針を参考にして、地域の自然的社会的条件に応じた行動計画を作成するよう努める。

学校教育等における環境教育の支援

・ 国、都道府県及び市町村は、幼児期から発達段階に応じて環境の保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における施策を講ずる。

・ 国は、学校教育における環境教育の充実、教職員の研修の内容の充実、資料等の情報提供、教材の開発、環境に配慮した学校施設設備等の措置を講じる。

職場における環境教育

事業者等は、雇用する者に対し、環境保全に関する知識及び技術を向上させるよう努め、国及び地方公共団体は、そのための指導者や資料等の情報提供に努める。また、学生の就業体験等の機会の提供に努める。

環境教育等を促進する具体的制度

- ・ 環境教育等の活動を支援する団体を指定する制度
- ・ 人材の認定事業、育成事業及び教材を開発・提供する事業を登録する制度
- ・ 自然体験活動等を行う「体験の機会の場」を認定する制度
- ・ 国、地方公共団体と国民、民間団体等の協働取組を推進する協定制度や情報提供 等

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針 (平成24年6月制定)

環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針等について、基本方針として策定。

地方公共団体が行動計画を作成する際には、基本方針を勘案することとされている。

環境教育、協働取組の推進方策の基本的な事項

(私たちのめざす持続可能な社会と環境の保全)

一人ひとりが環境保全に主体性を持って取り組むようになること、そして、それがいかされる社会経済のしくみを整えること

(環境保全のために求められる人間像)

- ・知識の習得にとどまらず、自ら考え、公正に判断し、主体的に行動し、成果を導き出すことのできる人間
- ・知識を得て理解した内容を他者に伝えることのできる人間
- ・他者と議論し、合意形成することのできる人間 等

(取組の基本的な方向)

①環境保全活動等の取組の方向

- ・課題に自ら進んで取り組むこと
- ・あらゆる主体に取組が広がっていくこと 等

②環境教育の取組の方向

ア 環境教育がはぐくむべき能力

- ・未来を創る力
- ・環境保全のための力

イ 環境教育に求められる要素

- ・体験を通じた様々な経験をする機会を設ける。
- ・双方向型のコミュニケーションにより、気づきを「引き出す」。
- ・人間と環境のかかわり、人間と人間とのかかわりに関するもの、両方を学ぶ。
- ・環境問題を客観的かつ公平な態度でとらえる。
- ・社会経済システムにおいて、ライフサイクルの視点で環境負荷をとらえる。
- ・豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむ。
- ・いのちの大切さを学ぶ。

③協働取組についての取組の方向

ア 対等な立場と役割分担

イ 相互理解と信頼醸成

ウ 調整役（コーディネーター）や促進役（ファシリテーター）の活用

エ 情報公開と政策形成への参画

環境教育、協働取組の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

(基本的な考え方)

- ・問題解決に向けた成果をめざすという一連の流れの中に位置付ける
- ・体験活動や実践体験を環境教育の中心に位置付ける
- ・体系的、総合的な環境教育を着実に進めることが可能となるような効果的なしくみを構築する

(具体的施策)

- ・学校、地域、社会等幅広い場における環境教育
- ・環境教育等支援団体の指定
- ・人材育成、人材認定事業及び教材開発・提供事業の登録及び情報提供
- ・拠点機能整備
- ・体験の機会の場の認定
- ・国際的な視点での取組 等

その他の重要事項

①各主体間の協働取組

- ・政府と国民、民間団体、事業者等との協働取組における留意事項
- ・政府と地方公共団体との連携強化
- ・関係府省の連携強化

②法の施行状況についての検討、見直しの準備

法の施行後5年を目途に、本基本方針の改定等必要な措置を講じる。

資料4 環境学習・教育をめぐる県の動き

条例等名称	制定年等	主な内容
<p>環境の保全と創造に関する条例 …環境適合型社会の形成に向けて、恵み豊かな環境を保全し、兵庫の特性を踏まえた施策を総合的、計画的に推進することを定める。</p>	<p>平成7年7月制定</p>	<p>第9条 事業者及び県民は、環境についての理解を深めるとともに、環境の保全と創造に関する活動を行う意欲を増進するため、自ら環境についての学習に主体的に取り組むとともに、工場等及び家庭において、環境についての教育を行うように努めなければならない。 2 県は、環境に関する学習及び教育の振興並びに環境に関する広報活動に努めるとともに、人材の育成その他の必要な措置を講ずることによって、事業者及び県民の環境についての学習及び教育の支援を図るものとする。</p>
<p>エコライフ教育の推進に向けて …環境教育事業を体系的に展開するうえでの基本的な考え、手法などを整理し、参考事例などを記載した。</p>	<p>平成11年3月策定</p>	<p>環境教育の目的 …県民一人ひとりが主体的に取り組むものであり、今日では自然という環境要素だけでなく人為的な都市環境など全般を視野にいれ、環境に配慮したライフスタイルを身につけ、行動の変革（実践行動）につながるような総合的な教育（エコライフ教育）を目指す。 環境教育の視点（体系的・継続的な展開） ・ローカルな視点とグローバルな視点を併せ持つ。 ・体験学習を重視 ・生涯学習 ・総合科学を基礎 ・国際協力の視点を持つ。 段階的に学ぶプロセス 【第1段階】 関心・認識の増進（動機づけ） 【第2段階】 知識・技術の習得（体系的学習） 【第3段階】 実践活動への参加・行動（実践活動）</p>
<p>兵庫県環境学習環境教育基本方針 …本県の環境学習・教育施策の運営指針を示した。</p>	<p>平成18年3月策定</p>	<p>環境学習・教育のあり方 （推進にあたっての基本的考え方） 原則1：「こころ」を育み、「自然」、「くらし」、「社会」を総合的に学ぶ環境学習・教育の推進 原則2：自ら「体験」、「発見」し、自ら「学ぶ」環境学習・教育プロセスの推進 原則3：本県の特性を踏まえた環境学習・教育の推進 （各主体における環境学習・教育の推進） ・学校・教育機関、大学・研究機関・地域団体（民間団体） ・中間支援組織・行政（県、市町）・企業・事業者 （ライフステージに応じた環境学習・教育の推進） ・幼児期、小学校低学年・小学校高学年、中学生・高校生 ・大学生・社会人世代・シニア世代 環境学習・教育の推進方策 （推進にあたっての基本目標） 「だれもが、どこでも、いつでも学べるしくみづくりー参加者の拡大ー」 「五感（触れる、見る、聞く、嗅ぐ、味わう）で学ぶ場づくりー拠点の形成ー」 「学びの資源づくりー学習基盤の形成ー」 「学びから実践へ、実践から学びへの環づくりー学習と実践の一体化ー」 （具体的な推進方策） ・体験型環境学習・教育の機会の幅広い提供 ・環境学習・教育を支える基盤の構築 ・実践活動を促す総合的支援策の充実</p>

資料5 第4次兵庫県環境基本計画

1 第4次兵庫県環境基本計画の策定

(1) 第4次兵庫県環境基本計画策定の背景

平成20年12月に策定した「第3次兵庫県環境基本計画」から5年が経過し、地球温暖化等により頻発する異常気象やこれに伴う大規模災害の増加、野生鳥獣被害や外来生物による生態系の攪乱や農作物被害、瀬戸内海の栄養塩類の減少等などの課題が顕在化しています。また、平成23年3月に発生した東日本大震災に起因するエネルギー問題やPM2.5など大陸からの越境汚染対策など、新たな環境課題を踏まえた対策も求められています。

これらを踏まえ、「21世紀兵庫長期ビジョン」（平成23年12月策定）に掲げる「環境優先社会」を実現するため、ビジョンと同様に平成52年（2040年頃）を展望しつつ、概ね今後10年間（平成35年度まで）に兵庫県が取り組むべき環境の保全と創造に向けた施策の方向性を示すため、平成26年3月に「第4次兵庫県環境基本計画」を策定しました。

(2) 計画策定の視点

第4次基本計画では、県民の活動の場として、「くらし」「しごと」「まち」「さと」の4つの場において、それぞれめざすべき将来像を描いています。そのうえで、「低炭素」「自然共生」「循環」「安全・快適」といった施策分野の対策を進めることとしています。

また、環境課題への全県的な対策と併せ、各主体が協働し、地域の特徴を生かして取り組む「地域力」を環境づくりの基盤として位置づけ、環境保全・創造の取組を総合的に推進することとしています。（図1）

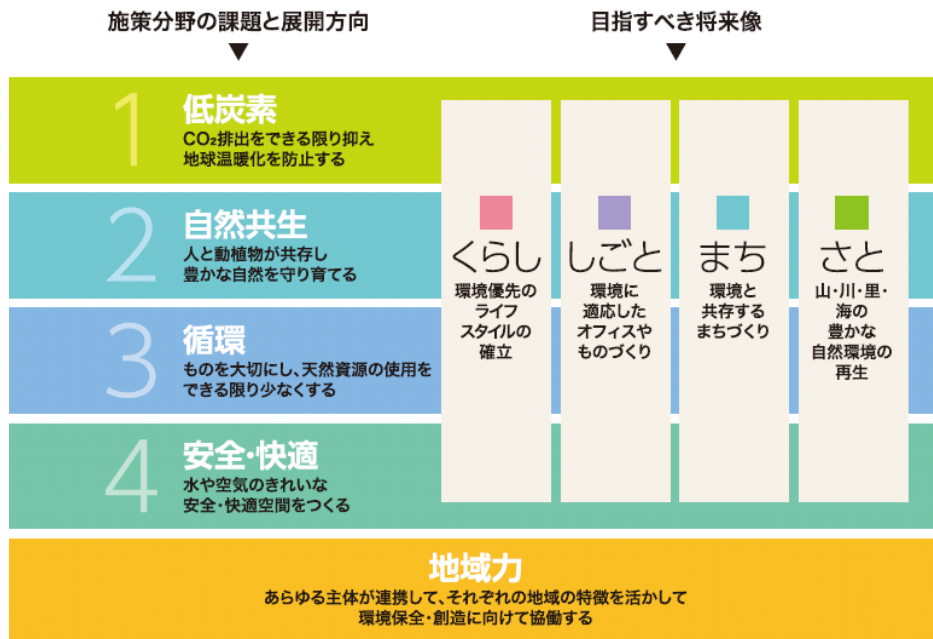


図1 第4次兵庫県環境基本計画の構成

(3) 基本理念

兵庫県の地域特性を生かし、あらゆる主体がそれぞれの地域の魅力やふるさと意識を共有し、くらしや事業活動、都市や農村といった活動の場において、よりよい環境づくりに向けて協働する“地域力”は、これからの環境保全・創造に向けた基盤としてますます重要となっています。

これら多様な“地域力”による環境の保全と創造の取組が、社会のあり方やしくみを先導し変えていく役割を担う「環境先導社会」を構築し、社会的・経済的な発展を維持しつつ、良好で快適な生活環境の中で、恵み豊かな、人と自然が共生する“豊かで美しいひょうご”を実現することを目指し、下記の基本理念を掲げました。

地域力で創る環境先導社会 “豊かで美しいひょうご” の実現

(4) 重点目標とひょうごの環境指標

基本計画がめざす“豊かで美しいひょうご”の実現のため、当面の目標として、平成 30 年度を目標年次とした重点目標を設定し、その達成に向けた施策を集中的に進めることとしています。

また、約 120 項目からなる「ひょうごの環境指標」を設定し、計画に基づく各施策の点検・評価の“見える化”を図ることとしています。(図 2)

低炭素	H32 年度(2020 年度)の県内温室効果ガス総排出量 6%削減* (H17 年度(2005 年度)比)	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> くらし まち </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> しごと さと </div>
自然共生	野生動物による「深刻」な農業被害を受けている集落割合をシカ 3%以下、イノシシ 4%以下	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> しごと さと </div>
	里山林整備面積 30%増(H23 年度比)	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> くらし さと </div>
循環	県内藻場等面積 3%増(H23 年度比)	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> しごと さと </div>
	一般廃棄物最終処分量 10%削減(H23 年度比)	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> くらし </div>
安全・快適	産業廃棄物最終処分量 32%削減(H22 年度比)	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> しごと </div>
	河川・海域・湖沼における水のきれいさ(環境基準) 100%達成	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> くらし まち </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> しごと さと </div>
大気きれいさ(環境基準) 100%達成		

※目標値は、分野別計画において見直しが行われた場合には、本計画における目標値も適宜見直す。さらに温室効果ガス削減目標については、国内の原子力発電所が稼動していないことを前提としており、国地球温暖化対策計画が示され、県地球温暖化防止推進計画において県民、事業者、団体等各主体の意見を踏まえ目標数値が改定された場合には見直す。

図 2 第 4 次環境基本計画の重点目標

2 第 4 次兵庫県環境基本計画に掲げる「めざすべき将来像」

(1) 「くらし」の姿 ～環境優先のライフスタイルの確立～

私たちのくらしは、豊かさとともに大量消費、大量廃棄を招き、生活排水や自動車排出ガス等の都市生活型公害を引き起こしました。また、経済活動の増大により、地球温暖化や生物多様性の危機といった地球環境問題にも発展していきました。

これらの問題を解決するために、まず、私たちのライフスタイルを転換し、エネルギーの効率的利用、資源の有効活用、自然と共生したくらしの実践等を目指し、以下のような環境づくりを進めていきます。



- めざすべき将来像**

 - 日常生活で、温室効果ガスの排出の少ない省エネ型生活スタイルが確立している
 - 太陽光発電を始めとした再生可能エネルギーが大幅に導入されている
 - ボランティア活動等、里地・里山・里海の再生に向けた取組に参加している
 - 3Rに配慮した生活を実践し、ごみの排出を少なくする生活が定着している
 - ごみ拾い運動等、地域の美化運動が展開されている

(2) 「しごと」の姿 ～環境に適応したオフィスやものづくり～

産業立県ともいわれる兵庫県は、瀬戸内海沿岸部を中心に、わが国の産業基盤を支えてきた一方で、公害防止の取組を始めとして、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、省エネ化や再生可能エネルギーの導入等、企業による環境保全に対する取組も古くから継続的に取り組まれています。

近年においては、地域住民との交流や森づくり活動等、CSR活動を積極的に推進する企業も増加していること等も踏まえ、今後、地域と企業がより密接にかかわり、以下のような環境づくりを進めていきます。



めざすべき将来像

- 経済活動において、温室効果ガス排出の少ない仕組みが浸透している
- 地域の特徴に合わせた再生可能エネルギーの設置が進んでいる
- 環境創造型農業等、環境に配慮した農業技術が普及している
- 天然資源への依存度の少ない経済活動が進み、産業廃棄物の排出が抑制されている
- 廃棄物が安全かつ適正に処理・最終処分されている
- 工場等の公害防止体制が適切に運用されている
- 化学物質等のリスクについて調査・研究が進み、人の健康や環境へ及ぼす影響を未然に防ぐ対策が進んでいる

(3) 「まち」の姿 ～環境と共生するまちづくり～

都市においては、少子高齢化社会のインフラ基盤として、コンパクトなまちづくりが求められています。また、エネルギーの需給状況が管理され、効率的にエネルギーを利用するスマートシティ等、次世代のまちづくりに向けた検討も求められています。

公共交通機関の利便性を向上し、歩いて暮らせるまちづくりを進めるとともに、環境に配慮した交通手段が普及している社会づくりを目指し、以下のような環境づくりを進めていきます。



めざすべき将来像

- 再生可能エネルギーの最適な組み合わせによるスマートシティが形成されている
- 公共交通利用意識が高まるとともに、環境にやさしい移動手段が普及している
- 外来生物が駆除され、在来種の生息環境が確保されている
- 食品残渣等のバイオマスが地産地消される地域循環圏が構築されている
- 水や空気がきれいで、快適な生活環境が確保されている

(4) 「さと」の姿 ～山・川・里・海の豊かな自然環境の再生～

多様な自然環境を有する兵庫県は、恵み豊かな自然資源に恵まれています。しかしながら、近年は野生鳥獣による農林業被害、物質循環の不足が原因の一因される魚介類の減少、林業の衰退による森林機能の低下等、健全な物質循環に課題が生じています。

これらを踏まえ、山・川・里・海の豊かな自然環境の再生を目指し、以下のような環境づくりを進めていきます。



めざすべき将来像

- 森林が適切に間伐され、CO₂吸収源としての機能が強化されている
- 地域に賦存する再生可能エネルギーが大量に導入され、エネルギー需給に重要な役割を果たしている
- 野生動物の適正な捕獲・管理が行われ、人と野生動物が共生している
- 山・川・里・海の豊かな自然が再生され、健全な物質循環が確保されている
- 自然公園等、自然とのふれあいの場が有効に活用されている
- 未利用系木質バイオマスが地産地消される地域循環圏が構築されている
- 災害に強い森づくり等、自然災害に備えた安全・安心な環境づくりが進んでいる

(5) 「地域力」を基盤とした活動の将来像

兵庫県の人口は、平成 22 年度をピークに自然減に転じ、今後、ますます少子高齢化社会が進む中で、町内会や市町域から県域、さらには関西域まで、あらゆる「地域」の環境の保全と創造に向けた取組に参画することが必要です。

さらに、地域で意欲的な活動を行っている NPO 等との連携や地域団体とのネットワーク、環境学習・教育によるふるさと意識の醸成等を通じて、地域が一体となった取組を推進することを目指し、以下のような環境づくりを進めていきます。



めざすべき将来像

- 様々なライフステージに応じた環境学習・教育が展開され、ふるさと意識・環境保全に対する意識の向上が図られている
- 地域資源を活用した環境保全・創造の取組みなど、県民、事業者、地域団体、NPO、大学・研究機関、行政等のネットワークによる地域づくりが進んでいる
- 県内の環境の状況や県施策の取組状況等の積極的な情報提供により、県民の参画・協働の基盤が整備されている

資料6 環境学習・教育に活用できる主な人材制度

名 称	内 容	制度の要件等	登録機関等	兵庫県における人数 (平成27年度)
環境カウンセラー	市民・NGO・事業者などの行う環境保全活動に対し助言などを行う。	申請書等及び課題論文による書面審査、面接審査に合格した者	環境省	185名
森のインストラクター	県民に対して、森のはたらきや森づくりの大切さを教え、森林の案内や森林内での野外活動の指導を行う。	動植物の知識や地域の森林・自然等の実情を熟知し、森林林業教育の指導者として経験を有し、森林ボランティア活動に意欲がある者で、県民局長から推薦された者	兵庫県	197名
森林ボランティアリーダー	自主的に森林保全活動等を行い、その活動を通して県民総参加の森林づくりの輪を広げていく。	活動の趣旨と役割に賛同し、森林ボランティア活動を主導する意欲のある者	兵庫県 各森林ボランティア団体	688名
自然観察指導員	地域に根ざした自然観察会を開き、自然を自ら守り、自然を守る仲間をつくるボランティアリーダー	NACS-Jが開催する自然観察指導員講習会（1泊2日）を受講した者	（公財）日本自然保護協会（NACS-J）	280名
自然体験活動（CONE）指導者	それぞれの地域で、自然と文化を生かしながら、自然体験活動の普及と振興に貢献する。	それぞれの指導者養成講座を修了した者	NPO 法人 自然体験活動推進協議会	677名
自然保護指導員	県及び市町の自然の保護に関する施策にすんで協力し、動植物の保護、自然環境の適正な利用の指導を図るための活動に取り組む。	自然環境保全地域等の実情に精通し、自然の保護及び適正な利用の指導ができ、自然保護団体等の構成員で、かつ、自然保護活動をしている原則30歳以上70歳未満の者	兵庫県	40名
自然公園指導員	国立・国定公園利用者に対し公園利用の際の遵守事項、マナー、事故防止等の必要な助言及び指導を行うとともに、必要な情報の収集及び提供を行う。	公園利用者に対し、適切な指導ができ、事務所等に協力する意思があり、自然公園法などの関係法規又は自然に関する見識を有し、更なる理解に努めるとともに、自然公園法や公園利用マナーを厳守する25歳以上70歳未満の者	環境省	56名
ナチュラルウォッチャーリーダー	県で実施される自然環境保全・再生事業及びイベントへの参加や、県内の環境情報の提供、自然観察会等において指導・解説、又はそのサポートを行う。	県内在住18歳以上で、自然観察指導員等の資格を有する者または自然観察、自然体験、自然解説及び自然環境保全・再生に関する講座・研修等の受講実績がある者	兵庫県	165名
兵庫県地球温暖化防止活動推進員	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第23条の規定に基づき、兵庫県における地球温暖化対策の推進を図るための活動に取り組む。	地球温暖化防止活動の推進に強い熱意と識見を持ち、県や市町などの関係機関と連携した活動ができる18歳以上の者	兵庫県	242名
ネイチャーゲームリーダー	ネイチャーゲームをはじめとするシェアリングネイチャー活動を通して身近な子どもや大人に自然を案内する。また、自らも自然とのふれあいを楽しむ。	ネイチャーゲームリーダー養成講座（3日間（2泊3日または日帰3日）または2日間（1泊2日または日帰2日））を受講した後、筆記試験に合格した者（受講資格は18歳以上）	（公社）日本シェアリングネイチャー協会	289名
キャンプインストラクター	安全で楽しいキャンプを通じて「人と自然のよりよい関係づくり」を推進する。主に自治体や子ども会などの地域団体が主催するキャンプで、特に子供たちを相手に指導を行う。	理論（10時間）、実技（10時間）を受講した後、試験に合格した者	（公社）日本キャンプ協会	212名
ひょうごグリーンサポーター	環境体験事業（小学校3年生）やひょうごっこグリーンガーデン（乳幼児期の環境学習）等の子どもたちの環境学習を支援する。	子どもたちの環境学習・教育にかかる活動を支援する意欲を持ち、支援にあたり、関係機関と緊密に連携をとれる者	兵庫県	1,090名

※この他にも、民間団体等による環境学習・教育に関連する人材制度は多数存在する。

資料7 兵庫県内の主な環境学習・教育施設

番号	地域	施設名	学習分野
1	神戸	こうべ環境未来館	廃棄物、地球温暖化、省エネ、植物、昆虫、野鳥、魚
2	神戸	ひょうごエコプラザ	環境全般
3	神戸	キリンビール神戸工場	ごみ、リサイクル、植物、魚（カワバタモロコ）、省エネ
4	神戸	リサイクル工房あづま	環境全般
5	神戸	リサイクル工房みなとじま	廃棄物
6	神戸	リサイクル工房ろっこう	廃棄物
7	神戸	兵庫県六甲山自然保護センター・(分館) 六甲山ガイドハウス	森、植物、動物、昆虫、野鳥
8	神戸	兵庫県武庫川上流浄化センター	下水
9	神戸	兵庫県神出浄水場	上水
10	神戸	森永乳業 神戸工場	廃棄物、リサイクル、水、下水、エネルギー、食育
11	神戸	灘浜サイエンススクエア	エネルギー、リサイクル、ビオトープの動植物、エコロジーマークほか
12	神戸	生活協同組合コープこうべ六甲アイランド食品工場	温暖化、リサイクル、上水、省エネ、新エネ
13	神戸	神戸市垂水処理場	下水、新エネルギー
14	神戸	神戸市布施畑環境センター	廃棄物
15	神戸	神戸市東灘処理場（下水処理／バイオガス）	下水、新エネルギー、食糧
16	神戸	神戸市水の科学博物館	上水
17	神戸	神戸市玉津処理場	下水
18	神戸	神戸市立森林植物園	森、川、池、植物、動物、昆虫、野鳥、魚
19	神戸	神戸市立王子動物園	動物
20	神戸	神戸市立青少年科学館	大気、地球環境、廃棄物
21	神戸	神戸市立須磨海浜水族園	森、川、海、生態系、生き物、環境保全
22	神戸	神戸市西部処理場	下水
23	神戸	神鋼神戸発電所	エネルギー
24	阪神南	あまがさき環境オープンカレッジ	環境全般
25	阪神南	兵庫県武庫川下流浄化センター	下水
26	阪神南	尼崎市北部浄化センター	下水
27	阪神南	尼崎市東部浄化センター	下水
28	阪神南	尼崎市立クリーンセンター第2工場	ごみ、リサイクル
29	阪神南	尼崎市立資源リサイクルセンター	ごみ、リサイクル
30	阪神南	尼崎市都市緑化植物園	植物（樹木、草花、熱帯花木、サボテン、多肉植物など）
31	阪神南	芦屋市環境処理センター	ごみ、リサイクル
32	阪神南	芦屋市総合公園	海、池、湿地、植物、昆虫、野鳥、魚、リサイクル

番号	地域	施設名	学習分野
33	阪神南	西宮市北山緑化植物園・北山公園	森、川、池、植物、昆虫、野鳥
34	阪神南	西宮市環境学習サポートセンター	環境全般
35	阪神南	西宮市社家郷山キャンプ場	森、植物、野鳥
36	阪神南	西宮市立甲子園浜自然環境センター	海、干潟、植物、野鳥、魚、甲殻類、ごみ (海岸漂着物)
37	阪神南	西宮市立甲山自然環境センター 甲山キャンプ場	自然環境・生き物・自然体験
38	阪神南	西宮市立甲山自然環境センター 甲山自然の家・甲山自然学習館	自然環境、生き物、自然体験
39	阪神南	西宮市西部総合処理センター	ごみ、リサイクル
40	阪神南	西宮市貝類館	自然環境、貝類
41	阪神南	阪神水道企業団 尼崎浄水場	上水、地球環境、リサイクル、省エネ
42	阪神南	(株) 協同食品センター	ごみ、リサイクル
43	阪神北	あいあいパーク	植物
44	阪神北	三田市有馬富士自然学習センター／兵庫県立有馬 富士公園	森、池、田んぼ、湿地、生態系、植物、動物、昆 虫、野鳥、魚、クラフト
45	阪神北	三田市野外活動センター	森、川、植物、昆虫
46	阪神北	伊丹市昆虫館	昆虫、植物、動物、生物多様性、生態系、エネル ギー
47	阪神北	伊丹市立野外活動センター	森、川、植物、昆虫、野鳥
48	阪神北	兵庫県立一庫公園	里山、生態系、植物、動物、昆虫、野鳥
49	阪神北	兵庫県立人と自然の博物館	森、川、池、生態系、植物、動物、昆虫、野鳥、 魚、温
50	阪神北	兵庫県立宝塚西谷の森公園	森、川、池、田んぼ、湿地、植物、動物、昆虫、 野鳥、魚、農
51	阪神北	国崎クリーンセンター啓発施設 環境学習館「ゆめ ほたる」	ごみ、リサイクル
52	阪神北	宝塚市クリーンセンター	ごみ、リサイクル
53	阪神北	川西市久代浄水場	上水、省エネ
54	阪神北	猪名川天文台 (アストロピア)	天文、星空
55	阪神北	豊中市伊丹市クリーンランド	ごみ、リサイクル
56	東播磨	いなみ野水辺の里公園	森、川、池、田んぼ、生態系、生き物
57	東播磨	アサヒ飲料 (株) 明石工場	ごみ、リサイクル
58	東播磨	兵庫県加古川下流浄化センター	下水
59	東播磨	兵庫県立農林水産技術総合センター水産技術セン ター	海、海水魚、漁業
60	東播磨	加古川市新クリーンセンター	ごみ、リサイクル
61	東播磨	加古川市水道局 浄水課 中西条浄水場	川、水 (浄水)
62	東播磨	加古川市立少年自然の家	植物、天体
63	東播磨	加古郡リサイクルプラザ	ごみ、リサイクル

番号	地域	施設名	学習分野
64	東播磨	明石クリーンセンター	ごみ、リサイクル
65	東播磨	明石市大久保浄化センター	下水
66	東播磨	明石市明石川浄水場	上水
67	東播磨	明石市立天文科学館	天文
68	北播磨	にしわか経緯度地球科学館「テラ・ドーム」	地球・宇宙、温暖化、エネルギー
69	北播磨	エコファーム・みずほ協同農園	自然環境、リサイクル堆肥、農業体験、収穫体験
70	北播磨	パナソニックエコテクノロジーセンター（株）	リサイクル
71	北播磨	兵庫県加古川上流浄化センター	下水
72	北播磨	兵庫県立なか・やちよの森公園	森、川、池、田んぼ、植物、昆虫、野鳥、農業、食育
73	北播磨	兵庫県立やしらの森公園	森、池、田んぼ、湿地、生態系、植物、動物、野鳥、昆虫、魚、農業
74	北播磨	兵庫県立フラワーセンター	植物
75	北播磨	兵庫県立三木山森林公園	森、植物、昆虫、野鳥、きのこ、生態系、生物多様性
76	北播磨	兵庫県立嬉野台生涯教育センター	植物、動物、昆虫、野鳥
77	北播磨	北播磨清掃事務組合・リサイクルプラザ	ごみ、リサイクル
78	北播磨	小野クリーンセンター	ごみ、リサイクル
79	中播磨	「エコパークあぼし」網干環境学習センター	リサイクル、温暖化
80	中播磨	とのみね自然交流館	森、湿地、植物、動物、昆虫、野鳥
81	中播磨	神河町地域交流センター	自然体験
82	中播磨	リフレッシュパーク市川	森、昆虫
83	中播磨	兵庫県揖保川浄化センター	下水
84	中播磨	兵庫県立いえしま自然体験センター	森、海、湿地、魚
85	中播磨	兵庫県立こどもの館	自然体験
86	中播磨	兵庫県立ゆめさきの森公園	森、川、池、田んぼ、生態系、植物、動物、昆虫、野鳥
87	中播磨	兵庫県船津浄水場	上水
88	中播磨	大阪ガス 姫路ガスエネルギー館	エネルギー（天然ガス）、地球環境保全
89	中播磨	姫路市中部沂水苑	下水
90	中播磨	姫路市伊勢自然の里・環境学習センター	川、池、田んぼ、湿地、生態系、植物、昆虫、野鳥、魚
91	中播磨	姫路市宿泊型児童館「星の子館」	天体
92	中播磨	姫路市市川美化センター	ごみ
93	中播磨	姫路市甲山浄水場、水道資料館・水の館	上水
94	中播磨	姫路市立水族館	海・川・ため池の生きもの、生物多様性、生態系、環境保全
95	中播磨	姫路市自然観察の森	森、池、湿地、生態系、植物、動物、昆虫、野鳥
96	中播磨	姫路科学館	森、池、植物、昆虫、天文
97	中播磨	新日鐵住金（株）広畑製鐵所・関西タイヤリサイクル（株）	資源循環、リサイクル、省エネ・省資源

番号	地域	施設名	学習分野
98	中播磨	福崎浄化センター	下水
99	中播磨	関西電力(株)大河内発電所エル・ビレッジおおかわち	エネルギー
100	中播磨	(株)アール・ビー・エヌ	リサイクル
101	西播磨	ひょうご環境体験館	地球環境、地球温暖化、エネルギー、自然、生き物
102	西播磨	佐用町昆虫館	昆虫
103	西播磨	佐用自動車グループ本社ビル	新エネルギー
104	西播磨	兵庫県立国見の森公園	森、植物、動物、昆虫、野鳥
105	西播磨	兵庫県立大学西はりま天文台	森、植物、昆虫、野鳥、地球環境、星空、天文、光害
106	西播磨	兵庫県立農林水産技術総合センター・森林林業技術センター	森
107	西播磨	兵庫県西播磨総合庁舎	リサイクル、省エネルギー、新エネルギー
108	西播磨	揖龍クリーンセンター	ごみ、リサイクル
109	西播磨	相生下水管理センター	下水
110	西播磨	相生市美化センター・相生市リサイクルセンター	ごみ、リサイクル
111	西播磨	西日本衛材(株)	リサイクル
112	西播磨	にしはりまクリーンセンター	ごみ、リサイクル
113	但馬	おもしろ昆虫化石館	生き物(古生物)
114	但馬	ブルーミュージアム 竹野スノーケルセンター・ビジターセンター	森、川、海、池、湿地、生きもの
115	但馬	ミズバショウ公園	湿地、植物
116	但馬	上山高原エコミュージアム(上山高原ふるさと館)	自然環境、生き物、食
117	但馬	但馬高原植物園	森、植物
118	但馬	兵庫県立コウノトリの郷公園	森、川、池、湿地、生態系、植物、動物、昆虫、野鳥、魚
119	但馬	兵庫県立南但馬自然学校	森、植物、動物、昆虫、野鳥
120	但馬	兵庫県立農林水産技術総合センター・内水面漁業センター	魚(淡水魚)
121	但馬	城崎マリンワールド	動物
122	但馬	尼崎市立美方高原自然の家「とちのき村」	森、川、田んぼ、樹木、動物、植物、昆虫
123	但馬	木の殿堂(兵庫県立兎和野高原野外教育センター)	森、植物
124	但馬	石の花・華の博物館 玄武洞ミュージアム	岩石、化石
125	但馬	西宮市立山東自然の家	森、川、池、田んぼ、植物、動物、昆虫
126	但馬	豊岡市佐野浄水場	上水・川
127	但馬	豊岡市立ハチゴロウの戸島湿地	湿地、生態系、植物、野鳥、魚
128	但馬	豊岡市立豊岡清掃センター	ごみ、リサイクル
129	但馬	黒川自然公園センター	川、湿地、植物、動物、昆虫、野鳥、エネルギー

番号	地域	施設名	学習分野
130	丹波	パナソニックグループ労働組合連合会休暇村 ユニトピアささやま	森、川、池、植物、昆虫、野鳥
131	丹波	丹波市クリーンセンター	ごみ、リサイクル
132	丹波	丹波少年自然の家	動物、植物、川、リサイクル
133	丹波	丹波竜化石工房（ちーたんの館）	化石
134	丹波	兵庫県立ささやまの森公園	森、川、植物、昆虫、野鳥
135	丹波	兵庫県立丹波並木道中央公園	森、植物、昆虫、野鳥
136	丹波	兵庫県立丹波の森公苑	森、植物、昆虫、野鳥
137	丹波	兵庫県立丹波年輪の里	木材、樹木、森林、木育
138	丹波	篠山チルドレンズミュージアム	自然環境、生き物、食料
139	丹波	篠山市清掃センター	ごみ、リサイクル
140	丹波	青垣いきものふれあいの里	森、川、池、生態系、植物、動物、昆虫、野鳥
141	淡路	あわじメガソーラー1	エネルギー供給、新エネルギー
142	淡路	ウェルネスパーク五色	大気、地球温暖化、エネルギー
143	淡路	クリーンエネルギー五色風力発電施設	地球温暖化、新エネルギー
144	淡路	兵庫県立淡路夢舞台温室「奇跡の星の植物館」	植物
145	淡路	兵庫県立淡路島公園	森、植物、野鳥
146	淡路	兵庫県立淡路景観園芸学校	植物
147	淡路	北淡震災記念公園	エネルギー
148	淡路	南淡風力発電施設	温暖化、新エネルギー
149	淡路	国立淡路青少年交流の家	海、生態系、生き物、新エネルギー、漁業、食育
150	淡路	洲本市リサイクルセンター（みつあい館）	リサイクル
151	淡路	淡路カントリーガーデン	動物
152	淡路	淡路島国営明石海峡公園	森、水辺、植物、昆虫、野鳥、環境復元

（出典：（公財）ひょうご環境創造協会「ひょうごエコプラザ」HP等による。）

資料 8 環境学習・教育に関連する主な県内行政機関・研究機関

所在地	名 称	概 要
神戸市	兵庫県環境研究センター	県と連携して県民の安全・安心を確保するため、環境危機に対する科学的、技術的知見に基づいた解決策を提案するとともに、県の環境施策を専門的知見により支援し、環境事案に対し、産官学の連携により調査研究を行っている。
加西市 ほか 5カ所	県立農林水産技術総合センター	農林水産業を支える試験研究機関として「食の安全と地域振興を支える試験研究」をモットーに技術の開発と普及に取り組んでいる。
神戸市	県立健康生活科学研究所	「安全で安心な生活」を確保するため、食品、医薬品、飲料水などの試験研究を行っている。また、食品中の異物、水質などの苦情に対応する検査、環境中放射能、飛散花粉の調査なども行っている。
三田市	県立人と自然の博物館	100万点を超える収蔵資料をもち、「兵庫の自然誌」「地球・生命と大地」などの5つのテーマにわけて、常設展示している。また、ひとはくサロンでは、化石や鉱物の標本を手にとりて触ることができる。
豊岡市	県立コウノトリの郷公園	特別天然記念物コウノトリの野生復帰に向けた研究成果の発信、広く県民に開かれた環境保全を考えるための自然観察や体験学習の提供など、人と自然の共生できる環境の創造に向けた取り組みを通して、広く人々に寄与することを目指し、コウノトリの保護・飼育・増殖・野生化に向けての研究、環境づくりなど多様な事業に取り組んでいる。
神戸市	人と防災未来センター	阪神・淡路大震災の経験と教訓を後世に継承し、国内外の災害による被害の軽減に貢献することを目的として、震災の経験と教訓の展示、震災資料の収集保存のほか、人材育成、調査・研究、災害対応の現地支援を実施している。
神戸市	(公財) ひょうご環境創造協会	県民の日常生活や事業者の事業活動を環境に配慮したものに改めるための促進事業等を行うことにより、環境の保全と創造に資することを目的とする団体。兵庫県の環境学習・教育施策の実施や、地域での実践活動を支援する主体として大きな役割を担っている。
神戸市	アジア太平洋地球変動研究ネットワーク (APN) センター	アジア太平洋における地球環境に関する国際共同研究を推進するために設立された政府間ネットワークであるAPNの事務局機能の強化を図るための拠点として設置された機関。
神戸市	(公財) 地球環境戦略研究機関 (IGES) 関西研究センター	新たな地球文明のパラダイムの構築を目指して、持続可能な開発のための革新的な政策手法の開発及び環境対策の戦略づくりのための政策的・実践的研究(戦略研究)を行い、その成果を様々な主体の政策決定に具現化し、地球規模、特にアジア太平洋地域の持続可能な開発の実現を図ることを目的としている。
神戸市	(公財) 国際エメックスセンター	閉鎖性海域の環境の保全・創造及び多様な自然と人間が共生する持続的発展が可能な社会の構築に寄与することを目的として、行政、研究者、事業者、市民等の各主体間の有機的ネットワークを構築し、国際的かつ学際的な交流を推進するとともに、調査研究及び研修の実施並びに活動に対する支援等の事業を実施している。
神戸市	WHO 健康開発総合研究センター	社会、経済、及び環境の変化が及ぼす健康への影響、またそれらの保健政策への反映について応用研究を行っています。都市部の健康評価、都市部の保健行政、そして健康危機に対する備えと都市部の健康に関するプログラムを立ち上げて、土地環境に重点を置いた研究活動を行っています。
神戸市	神戸大学内海域環境教育研究センター	内海域(閉鎖性海域)がもつ環境の成り立ちや機能メカニズムを明らかにするとともに、海洋生物の多様性や動態などを解明し、両者のかかわりについて海洋環境・海洋生物の保全の立場から教育・研究・調査を行っている。
神戸市	こうべ環境未来館	地球温暖化防止やごみ問題などの情報展示をはじめ、生きものの観察会や環境学習講座など、市民のみなさんの環境学習施設として利用いただける施設
神戸市	(公社) 瀬戸内海環境保全協会	比類のない景勝地であり、漁業資源の宝庫でもある国民共通の財産たる瀬戸内海の環境保全に資することを目的とし、瀬戸内海の環境保全に関する事業を行う。
尼崎市 ほか 4カ所	兵庫県動物愛護センター	「人と動物が共生する社会づくり」を目的に、幅広く動物愛護に取り組んでおり、身近な動物との触れ合いを通じ、動物の温もりを肌で感じ、命の大切さを学ぶことができる施設